みんなで支える
ふれあいのまちづくり

第５次地域福祉活動計画
及び発展・強化計画

令和８年度～令和12年度

令和８年３月

社会福祉法人
阿見町社会福祉協議会

は じ め に

少子高齢化と人口減少の進行に加え、家族形態や就労環境の変化、地域におけるつながりの希薄化など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。新型コロナウイルス感染症の影響を経た現在も、物価高騰や社会的不安の広がりなどにより、生活困窮や孤独・孤立の問題はより顕在化し、支援を必要とする方々の課題は複雑化・複合化しています。

こうした中、制度の狭間に置かれがちな課題や、世帯全体で複数の問題を抱える状況への対応など、分野を越えた包括的な支援体制の構築がこれまで以上に求められています。

社会福祉協議会は、地域住民の皆さまをはじめ、関係機関・団体の方々と協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向けた中核的な役割を担う組織として、その役割と機能を発揮することが求められています。

「社協だからこそ果たすべき役割」をあらためて明確にし、地域福祉の推進に取り組んでいく必要があります。

本計画は、町が地域福祉推進の基本的な方向性と理念を示した「第4次地域福祉計画」とともに、『地域福祉の推進』という共通の目標を掲げ、それぞれの役割と責任のもと相互に補完・協働・連携しながら、具体的な取り組みを示す「第5次地域福祉活動計画」と、組織運営・事業展開・財務基盤の強化を図る「社協発展・強化計画」を一体的に策定したものです。

厳しい社会情勢の中にあっても、持続可能で信頼される組織運営の確立に努め、地域福祉のさらなる推進を図ってまいります。

本計画の基本理念である「みんなで支えるふれあいのまちづくり」のもと、地域の皆さま、関係機関・団体、福祉施設等と力を合わせ、誰一人取り残さない地域づくりに取り組んでまいります。

今後とも、町民の皆さまの一層のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年３月

社会福祉法人　阿見町社会福祉協議会　会長　千葉　繁

目　次

第1章 計画の策定にあたって 3
1 計画策定の趣旨 3
2 地域福祉を取り巻く社会動向 4
3 地域福祉と「自助・互助・共助・公助」 6
4 計画の位置づけと計画の期間 7
5 計画の策定体制 8
第2章 阿見町の現状 11
1 人口と世帯の状況 11
2 子ども・高齢者・障害者等の状況 13
3 町社協の状況 17
4 地域福祉に関するアンケート調査結果 21
5 町社協職員等へのアンケート調査 27
6 課題の整理 33
第3章 計画の基本的な考え方 37
1 町社協の使命と経営理念 37
2 基本理念 38
3 基本目標 39
第4章 具体的な取り組み 45
基本目標1 地域住民を主体とした福祉活動と支援 45
1 地域ぐるみでともに支え合う仕組みづくり 45
(1)生活支援体制整備事業 45
(2)ふれあいいきいきサロンの体制づくり 46
(3)地域ケア会議推進事業 47
(4)認知症サポーター養成事業 48
(5)家族介護支援事業 49
(6)こども食堂運営への支援 50
2 ボランティアの育成とボランティア活動の支援 51
(1)ボランティア活動推進事業 51
(2)ボランティア連絡会の支援 52
(3)各種ボランティア講座の開催 53
(4)福祉体験学習の実施 54
(5)いきいき介護教室事業 55
(6)ボランティア協力校指定事業 56
3 災害時における支援体制 57
(1)災害ボランティアセンターの設置及び運営 57
(2)地域の福祉活動支援 58

基本目標2 生活支援及び在宅福祉サービスの充実・強化 59
1 総合的な相談支援体制の推進 59
(1)包括的な支援体制の強化 59
(2)心配ごと相談事業 60
2 権利擁護体制の推進 61
(1)成年後見サポートセンター事業 61
(2)日常生活自立支援事業 62
3 低所得者等福祉事業の充実 63
(1)生活福祉資金事業 63
(2)小口貸付資金事業 64
(3)生活困窮世帯への食料品の提供 65
(4)歳末援護金 66
4 高齢者福祉事業の充実 67
(1)長寿福祉計画・介護保険事業計画に合わせた事業の推進 67
(2)敬老会事業 68
(3)給食サービス事業 69
(4)ふれあい電話訪問事業 70
(5)地域包括支援センター事業 71
(6)在宅福祉有償サービス事業 72
(7)生活援助型食事サービス事業 73
(8)訪問介護事業 74
(9)通所型サービスA事業(ミニデイサービス) 75
5 障害者福祉事業の充実 76
(1)阿見町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に合わせた事業の推進 76
(2)障害者居宅介護事業 77
(3)障害者移動支援事業 78
(4)障害者支援センター事業(生活介護) 79
(5)日中一時支援事業 80
(6)基幹相談支援センター事業 81
(7)在宅障害児・者レクリエーション(なかよし広場) 82
6 児童福祉事業の充実 83
(1)歳末ふれあい交流会 83
(2)ファミリーサポートセンター事業(子育て支援) 84
(3)福祉に関する作文の募集 85
(4)小・中学校入学祝金支給 86
(5)要支援世帯児童・生徒への学校援護金の活用 87

基本目標3 社協の基盤整備 88
1 組織体制の充実・強化 88
(1)DX を活用した事務事業の効率性と機能性の向上 88
(2)防災対応力と事業継続計画(BCP)の運用能力の向上 89
(3)コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する体制整備 90
2 人材の確保・育成と働きやすい職場づくり 91
(1)人材育成基本方針の見直し 91
(2)人事評価制度の導入 92
(3)職員研修計画の策定 93
(4)人材確保及び職員体制に関する基本方針の策定 94
(5)資格取得の推進 95
(6)ハラスメント対策 96
(7)ワークライフバランスの実現 97
3 財政基盤の強化 98
(1)中期財政計画の策定 98
(2)社協会員募集の強化 99
(3)共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)運動への協力 100
(4)愛の募金箱設置 101
(5)各種助成金の活用 102
4 広報・啓発活動の充実 103
(1)ホームページ・SNSによる広報 103
(2)「しゃきょうだより」の発行 104
(3)社会福祉大会 105
(4)町主催行事における広報 106
第5章 計画の推進に向けて 109
1 計画の推進体制 109
2 進行管理 110
資料編 113
1 策定委員会設置要綱 113
2 策定委員会委員名簿 115
3 策定委員会ワーキングチーム員名簿 116
4 策定経過 117

第1章

計画の策定にあたって

第1章　計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

わが国は、人口減少、少子高齢化の進行や経済活動の後退などにより、厳しい環境を迎えています。

このような様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民などが支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備が求められています。

阿見町においても高齢化、核家族化の進行などにより、住民同士の社会的なつながりの希薄化が進んでいる地域もみられ、ひとり暮らしの高齢者や要介護・要支援者の増加、介護や子育てに不安を抱える家庭の問題など、様々な福祉課題が顕在化しています。

さらに、高齢の親が中高年のひきこもる子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」、18歳未満の子どもが家族のケアを担う「ヤングケアラー」など、ひとつの世帯で複数の問題を抱えるといった、複合的な課題が生じています。

「地域共生社会」の実現のためには、一人ひとりが地域や福祉の課題を「我が事」として捉え、地域に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが求められます。

阿見町社会福祉協議会（以降、町社協）は、阿見町の地域福祉推進の中核的な役割を担う団体として、地域福祉の様々な課題に対応する必要がありますが、こうした複雑・多様化した福祉課題に対応するためには、法人としての更なる経営基盤の強化を図る必要があります。

本計画は、町社協の法人としての基盤強化に向けた具体的な方策等を定め、将来にわたって阿見町の地域福祉に寄与できる組織となることを目指し、策定するものです。

2 地域福祉を取り巻く社会動向

(1)国の動向

年	法律・政策	主な内容
平成28年（2016年）	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の利用の促進にかかる基本理念と基本方針を定め、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
	「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定	すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することが示される。
平成30年（2018年）	「社会福祉法」改正	地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進の理念が明確化され、それまで任意とされていた市町村地域福祉計画の策定は努力義務とされる。
	「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」施行	基本理念が明確化され、包括的な支援体制の強化など一層の自立の促進を図るための措置が示される。
令和2年（2020年）	「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」施行	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備にかかる措置が示される。
令和3年（2021年）	厚生労働省通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」発行	市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドラインが示される。
令和5年（2023年）	「こども基本法」施行	こども施策を社会全体で推進していくための包括的な基本法で、こども施策の基本理念、こども大綱の策定、こども等の意見の反映について定めている。
	「第二次再犯防止推進計画」策定	国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進するために策定。
令和6年（2024年）	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行	認知症に関する施策についての基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務として認知症施策を総合的かつ計画的に策定・実施することが責務とされた。
	「孤独・孤立対策推進法」施行	総合的な孤独・孤立対策を推進するため、基本理念や国及び地方公共団体の責務が規定された。
	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」	年齢・障害・国籍等を問わない全ての女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現のため、支援の枠組みを構築、強化を目的としている。

〇地域共生社会のイメージ図

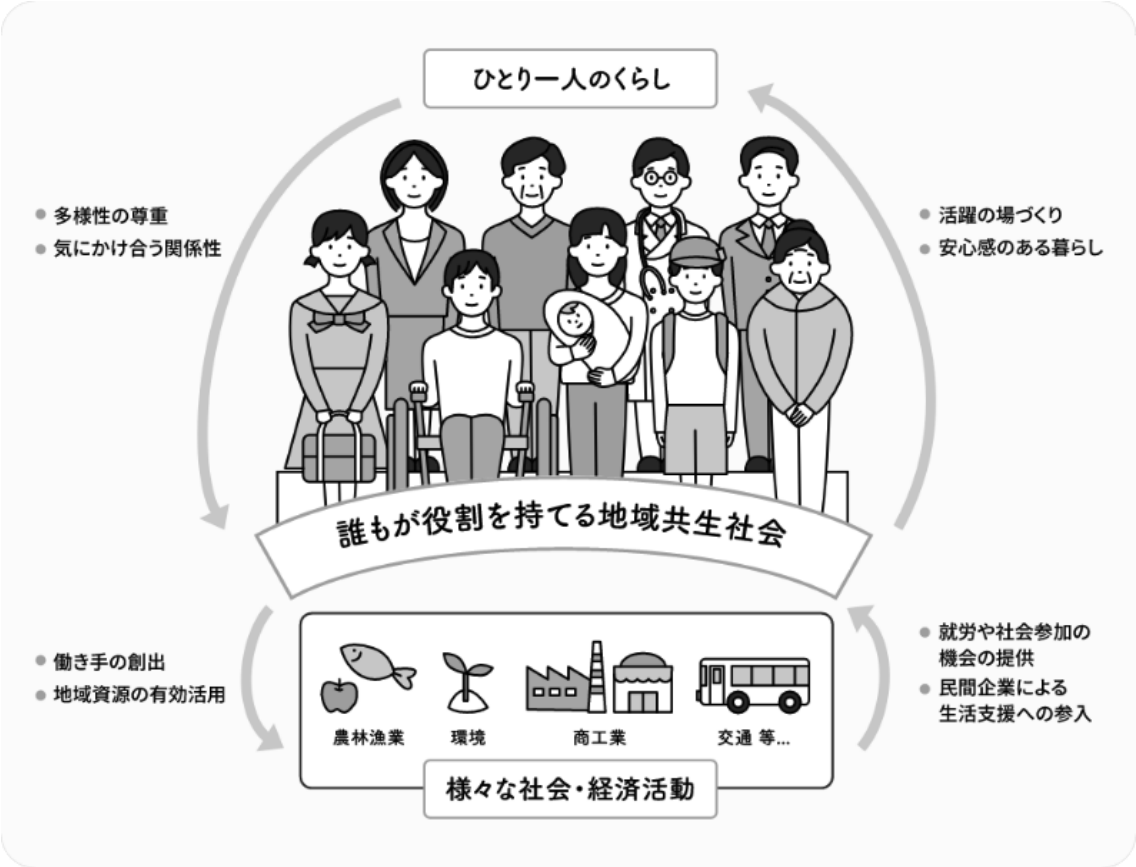

資料：厚生労働省ホームページ「地域共生社会のポータルサイト」

(2)持続可能な地域づくり～SDGsの視点～

平成27年9月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けた取組が進められています。

SDGsの「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの17の目標における取組を意識し、SDGsの達成に貢献していくことが求められます。

3　地域福祉と「自助・互助・共助・公助」

(1)地域福祉とは

一般に「福祉」と言うと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象ごとに分けられたものを思い浮かべる人が多いかもしれませんが、その理由は、これまで、それぞれの分野ごとの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたためです。

近年、社会情勢や地域社会の変化に伴い、まちづくりの課題や住民のニーズは複雑かつ多様化しており、従来の対象に応じて提供される福祉サービスだけでなく、民間のサービス提供主体との連携を図りながら総合的にサービスを提供することが求められています。

「地域福祉」とは、住み慣れた地域で誰もが安心して生きがいを持った暮らしを送れるよう、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切にし、互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

(2)「自助・互助・共助・公助」の考え方

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが、自分でできることは自分でする「自助」の意識を持つとともに、家族や地域で助けあい支えあう「互助」の考え方を持つことが大切です。

そして、行政には、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助である「共助」の役割が求められるとともに、自助・互助・共助では対応できない生活困窮等の状況に対して支援を行う「公助」の役割が求められます。

本計画では、こうした「自助・互助・共助・公助」のそれぞれの役割分担のもとで相互に補完しあいながら、地域社会を構成するあらゆる人たち（地域における多様な主体）がともに手を携え、自分たちの持っている特性を生かし、地域福祉の推進という共通の目的に向かって計画を推進します。

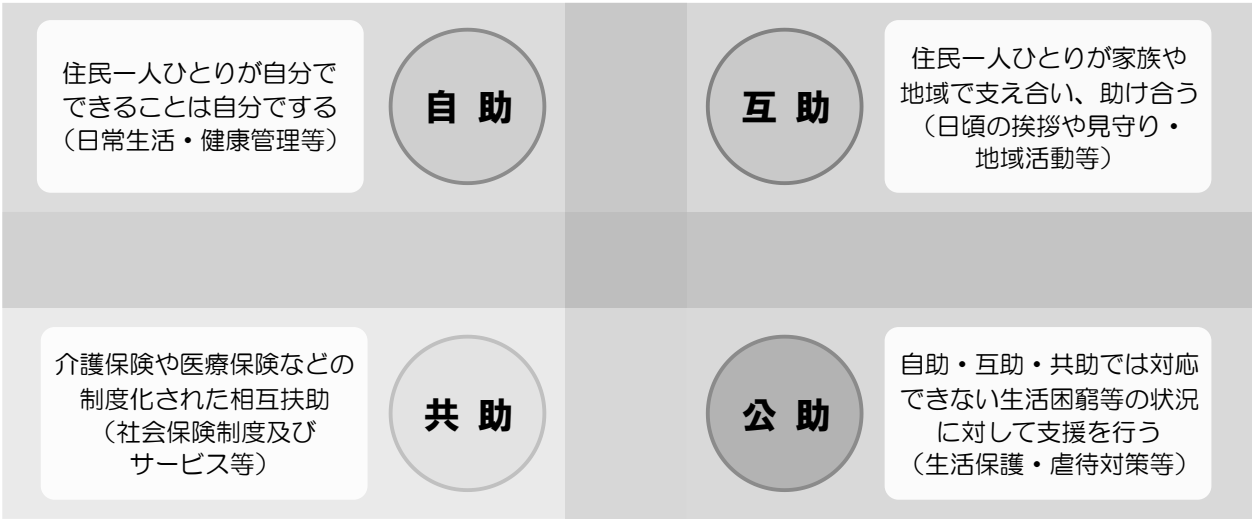

4　計画の位置づけと計画の期間

(1)計画の法的根拠

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた町社協が、住民や地域の社会福祉関係者などと相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。具体的な活動目標等について明らかにし、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的としています。

〇社会福祉法第109条(社会福祉法抜粋)

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、町の「阿見町地域福祉計画(第4次)」とともに『地域福祉の推進』という共通の目標を掲げ、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定したものです。

(2)社協発展・強化計画

社協発展・強化計画は、地域福祉を推進する中核的な団体として事業運営・経営のビジョンや目標を明確にし、その実現にむけた組織、事業、財務等に関する具体的な取り組みを明示したものです。

(3)計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、町社協を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

5　計画の策定体制

(1)策定委員会の実施

地域福祉活動計画と社協発展・強化計画を一体的に策定するため、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者及び、社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者からなる、町社協理事を中心とした策定委員会を設置し、審議いたしました。

(2)ワーキングチームの実施

地域福祉活動計画と社協発展・強化計画を円滑に策定するため、町社協職員及び町職員によるワーキングチームを設置し、審議いたしました。

(3)アンケート調査の実施

本計画の策定に向けて、町が実施した「阿見町地域福祉に関するアンケート調査」を活用いたしました。

また、町社協職員及び町社協理事を対象としたアンケート調査を実施いたしました。

第2章

阿見町の現状

第2章 阿見町の現状

1 人口と世帯の状況

(1)総人口等の推移

本町の総人口は、令和7年4月現在50,022人となっています。

また、年齢3区分別の推移をみると、生産年齢人口割合、年少人口割合、高齢者人口のいずれも増加しています。人口構成比は、ほぼ横ばいで推移しています。

■総人口の推移

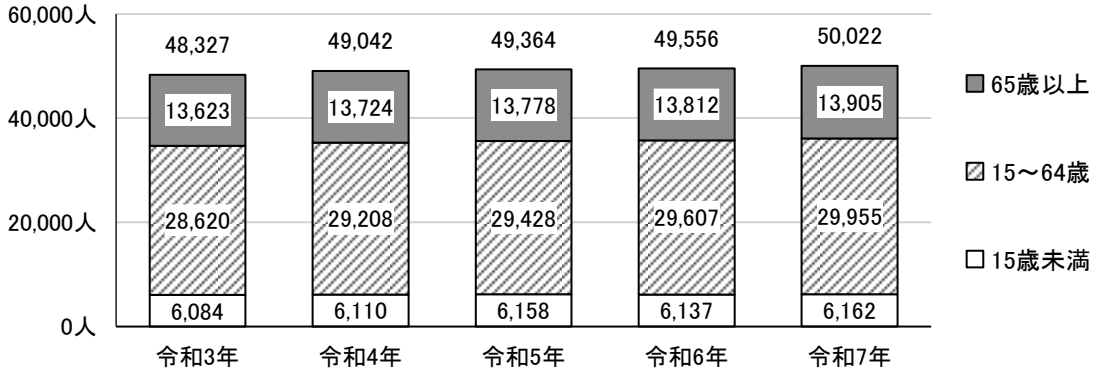

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

■年齢3区分別人口割合の推移

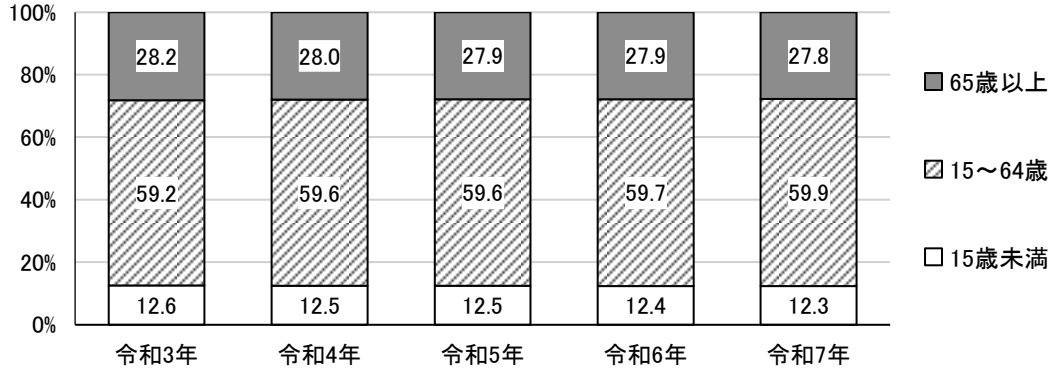

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2)人口ピラミッド

令和7年4月1日現在での人口ピラミッドをみると、「50-54歳」「75-79歳」が突出して多い状況です。さらに、ピラミッドの下部の年少人口をみると、下層(年少層)にいくほど人数が少なくなっています。

■人口ピラミッド

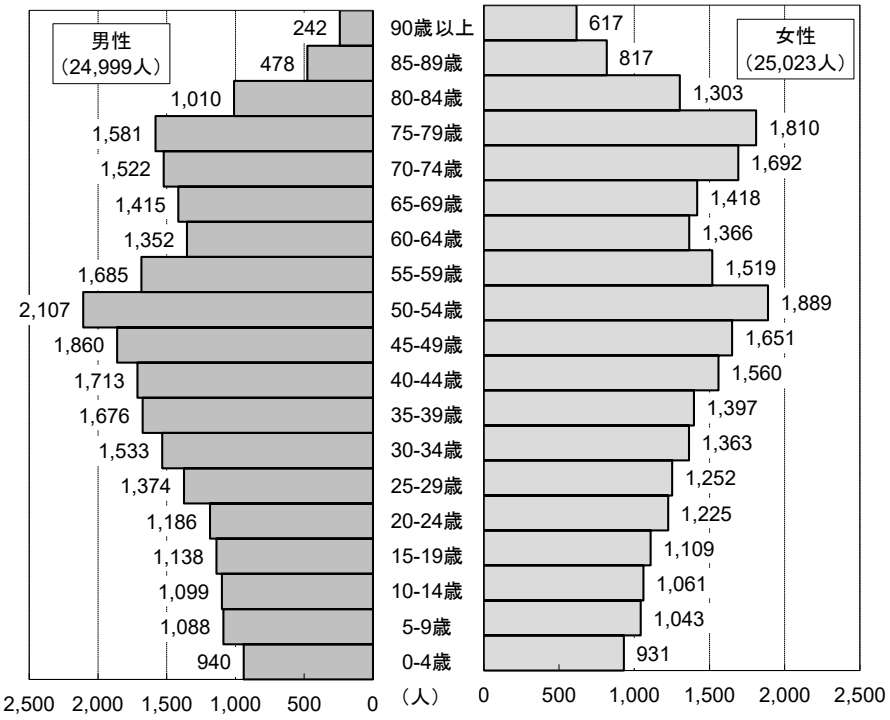

資料:住民基本台帳(令和7年4月1日現在)

(3)世帯数と1世帯あたり人員数の推移

世帯数はゆるやかな増加傾向にあり令和7年4月1日現在は23,419世帯となっています。1世帯あたり人員数は世帯数の増加を受け、減少が続いています。

■総世帯数と1世帯あたりの人員の推移

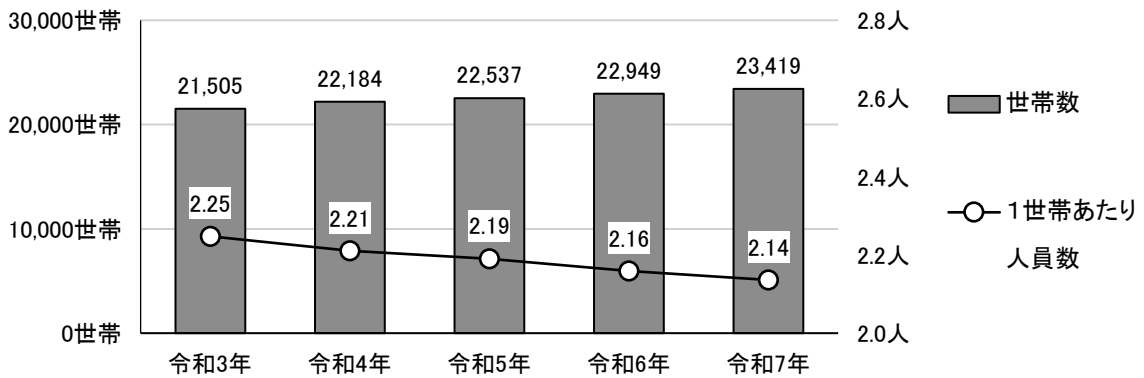

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 子ども・高齢者・障害者等の状況

(1)子どもの状況

本町の出生数については、令和元年から令和4年にかけて、300人前後で推移していましたが、令和5年は345人と増加しています。

また、出生率についても増減がありますが、令和3年以降増加傾向にあり、令和5年においては国・茨城県より高くなっています。

■出生数の推移

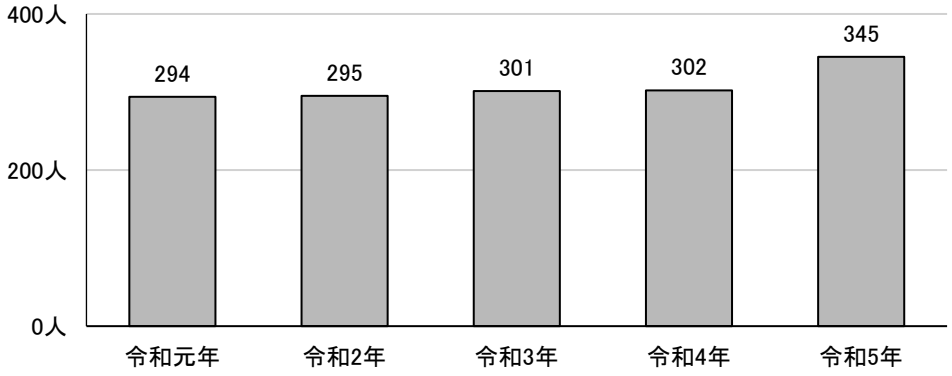

資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

■出生率の推移

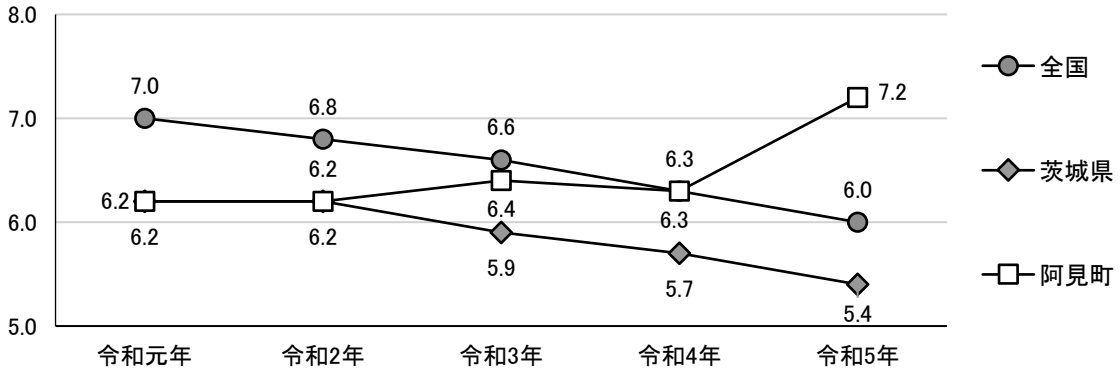

資料：人口動態統計（茨城県保健福祉部厚生総務課）

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に 1,000 をかけたものである。（人口千人対）

(2)高齢者世帯の状況

本町の高齢者世帯は、令和2年には12,728世帯となっています。そのうち、単身高齢者世帯及び高齢夫婦世帯の割合は、いずれも増加傾向にあります。

■高齢者のいる世帯数の推移

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
高齢者世帯		5,748	7,074	8,863	11,056	12,728
	高齢者を含む世帯	4,532	5,374	6,502	7,719	8,564
		78.8%	76.0%	73.4%	69.8%	67.3%
	高齢者単身世帯	551	767	1,081	1,519	1,994
		9.6%	10.8%	12.2%	13.7%	15.7%
	高齢夫婦世帯	665	933	1,280	1,818	2,170
		11.6%	13.2%	14.4%	16.4%	17.0%

資料:国勢調査(各年10月末現在)

(3)要支援・要介護認定者数の推移

本町の要支援・要介護認定者数は緩やかに増加しています。要介護度別にみると、要支援1、2の占める割合が増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

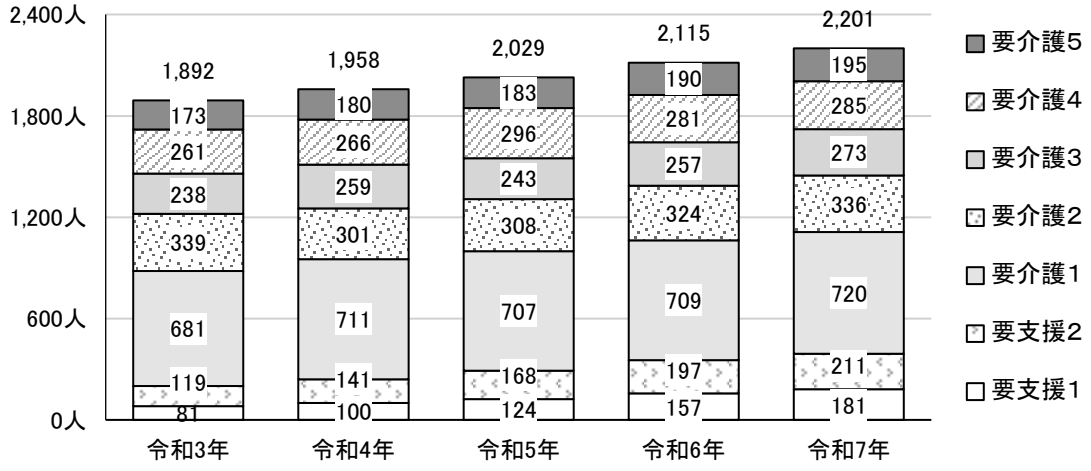

資料:介護保険事業報告(各年9月末)※令和7年は8月現在、更新され次第差し替え

(4)障害者手帳所持者数等の推移

障害者手帳所持者を基準として本町の障害者数をみると、令和2年度と比較し令和6年度は280人増加しており、障害者数は2,487人となっています。

障害種別にみると、特に知的障害者、精神障害者は増加しています。

■障害者手帳所持者数等の推移

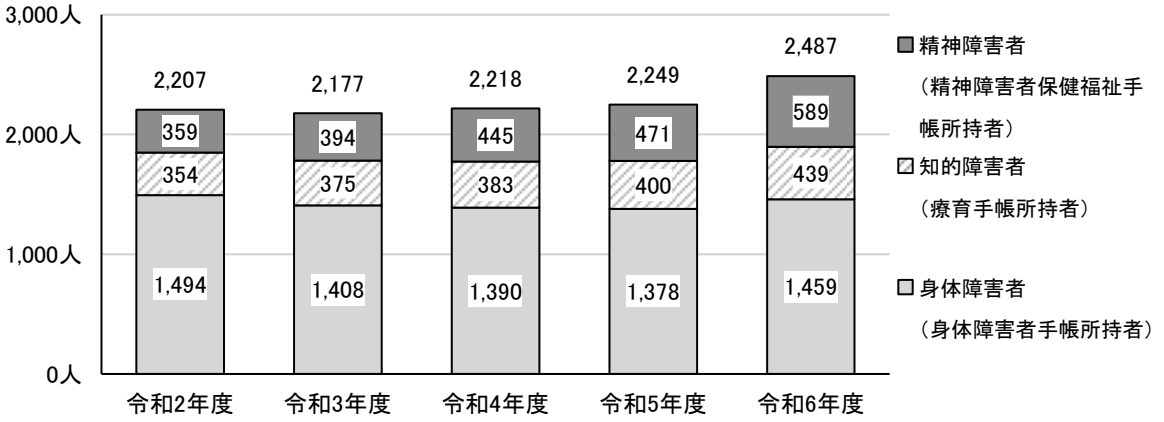

資料:社会福祉課(各年度末日現在)

(5)生活保護受給世帯数及び生活保護人員数の推移

令和6年度の生活保護受給世帯数は442世帯、生活保護人員数は506人となっています。

■生活保護受給世帯数及び受給者数の推移

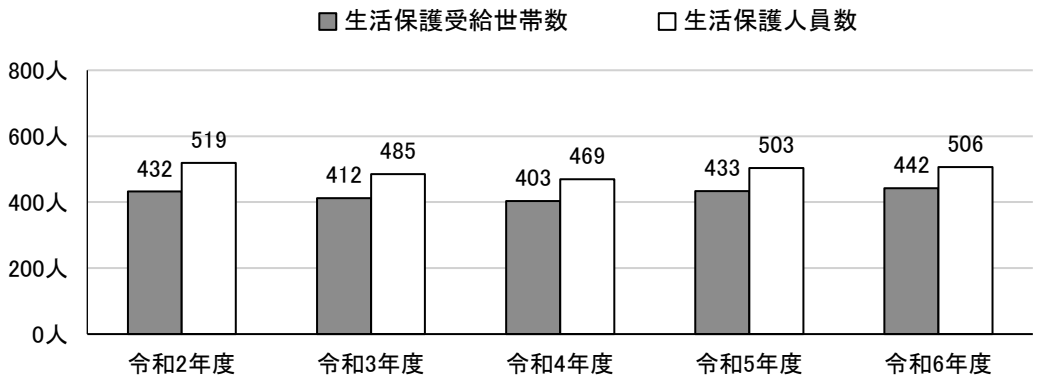

資料:茨城県保健福祉部福祉指導課(各年度末日現在)

（6）虐待相談件数の推移

虐待相談件数については、年度によって相談件数が大幅に異なります。虐待は潜在的に発生していることも考えられるため、虐待の早期発見や相談体制の強化が求められています。

■虐待相談件数の推移

単位：件

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
児童	12	81	128	60
高齢者	33	15	16	15
障害者	5	7	13	3

資料：町民活動課（各年3月31日時点）

（7）町長申立による法定後見制度の利用件数の推移

町長申立による法定後見制度の利用件数は、概ね横ばいで推移しています。

■町長申立による法定後見制度の利用件数の推移

単位：件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用件数	1	3	2	2	2

資料：社会福祉課・高齢福祉課（各年度3月31日時点）

3 町社協の状況

(1)会員数の状況

町社協は地域住民、ボランティア、福祉施設・団体・グループなどの活動の支援を行っており、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を目的とする組織です。

町社協の会員数は、年々減少傾向にあります。

■町社協会員数の推移

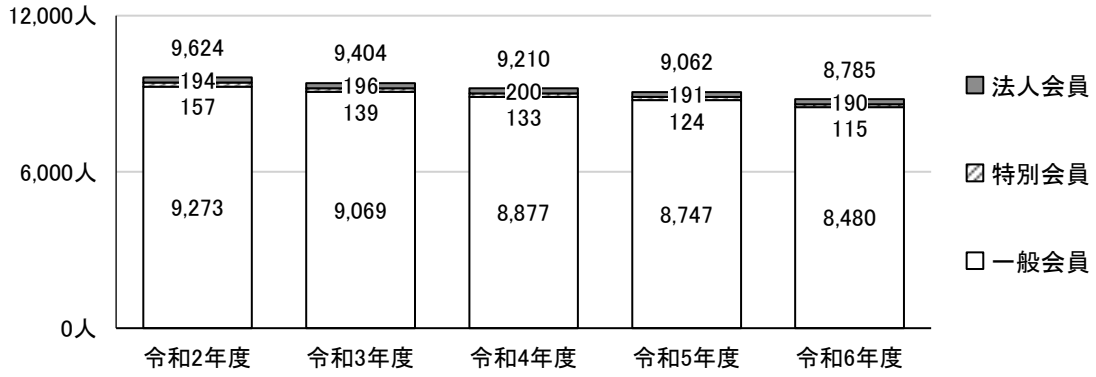

資料:阿見町社会福祉協議会

(2)収支の状況

町社協の収支状況では、令和6年度の会費や寄付金や自主事業等の収益等による収入は4億6382万4978円、支出は3億5561万4430円となっており、収支の差額は1億821万548円となっています。

収支の内訳をみると会費収入は、減少傾向にあるものの収支全体は横ばいを推移しています。自主事業である介護保険については収支の差額は、令和5年度までマイナスで推移していましたが、令和6年度はプラスとなっています。

■町社協の収支状況

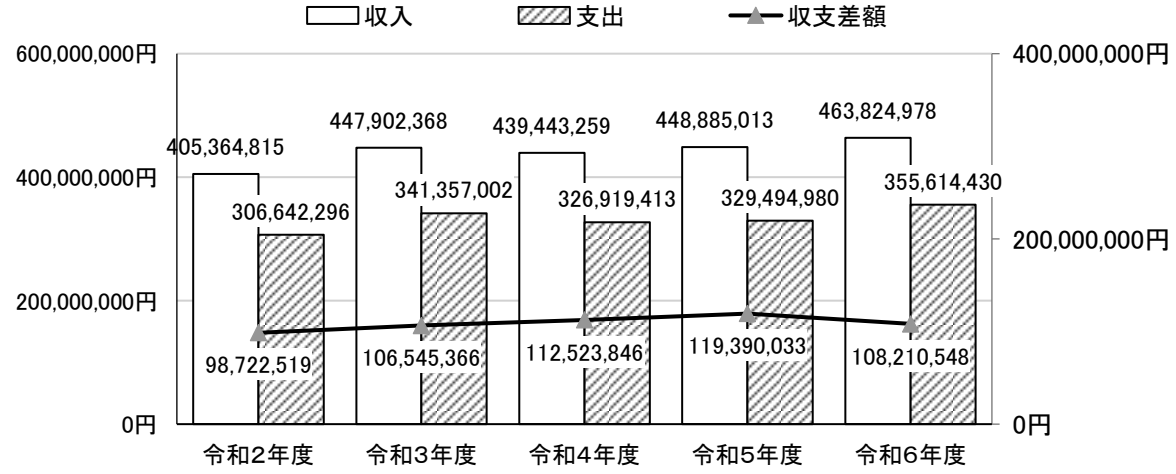

資料:阿見町社会福祉協議会

■町社協の収支状況(内訳)　　単位:円

収入	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会費	7,133,500	6,997,700	6,930,300	6,745,500	6,579,600
寄付金	1,047,578	507,652	2,084,533	3,725,354	2,699,262
補助金	31,231,686	41,014,283	35,582,332	41,832,853	48,065,330
共同募金配分金	8,147,985	8,852,466	9,248,506	7,699,196	8,932,276
受託金	104,151,284	95,245,920	99,878,084	112,116,848	131,817,381
貸付事業	224,022	333,463	190,000	435,000	178,000
参加費・利用料	972,479	912,270	1,051,428	1,064,212	547,772
介護保険	89,060,918	85,435,446	80,521,022	66,409,047	51,953,861
障害福祉サービス	62,875,705	63,001,257	63,517,656	76,417,053	76,363,077
負担金・利息・雑費	2,076,946	6,225,271	5,935,852	1,873,043	1,589,395
その他の活動・施設設備等	8,195,130	40,654,121	27,958,180	18,043,061	15,708,991
前年度繰越金	90,247,582	98,722,519	106,545,366	112,523,846	119,390,033
合　計	405,364,815	447,902,368	439,443,259	448,885,013	463,824,978
支出	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法人運営事業	37,549,190	70,207,851	62,290,077	53,262,023	71,233,835
共同募金配分事業	8,503,826	9,052,318	7,881,130	7,361,439	10,965,203
受託事業	113,796,645	104,841,476	116,228,426	127,922,636	131,439,421
善意銀行運営事業	539,050	512,524	1,662,603	2,452,144	2,456,483
小口資金貸付事業	337,100	165,000	104,000	380,000	108,000
介護保険事業	89,702,720	98,882,984	84,335,380	75,666,500	50,507,852
障害福祉サービス事業	56,213,765	57,694,849	54,417,797	62,450,238	88,903,636
合　計	306,642,296	341,357,002	326,919,413	329,494,980	355,614,430
収支の差額	98,722,519	106,545,366	112,523,846	119,390,033	108,210,548

資料:阿見町社会福祉協議会

(3)職員数の状況

町社協の職員の状況は、令和7年度で46人となっており、内訳は、正職員が25人(54.3%)、臨時職員が12人(26.1%)、パートタイム職員が9人(19.6%)と、令和3年度に比べると正職員が占める割合が高くなっています。

■町社協の職員数の状況

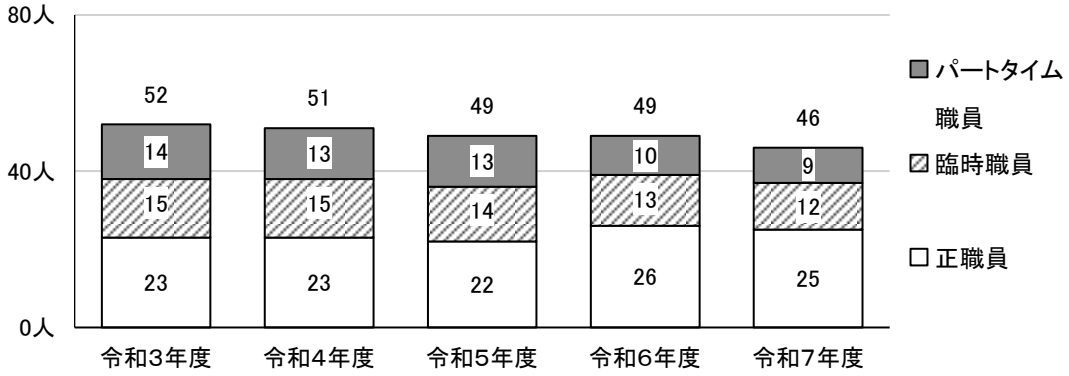

資料:阿見町社会福祉協議会

■町社協の職員割合の状況

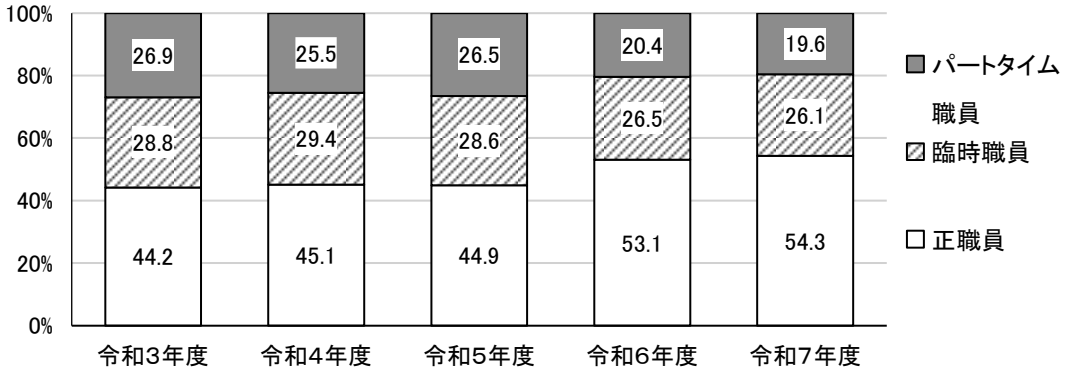

資料:阿見町社会福祉協議会

また、茨城県内及び近隣市町村社協と職員の状況を比較すると、正職員1人あたり担当する住民数及び世帯数は、茨城県全体より低いですが、牛久市、稲敷市、美浦村社協と比べて多い傾向にあります。

さらに、正職員年齢構成でみると、阿見町社協では40代、50代が占める割合が66.7%と美浦村、稲敷市社協に次いで高くなっています。

■町社協の正職員年齢構成等　　**単位:人・世帯**

	20代	30代	40代	50代	60代	合計	総人口	一般世帯数	正職員1人あたり担当	
									人口	世帯
茨城県全体	139	223	363	365	39	1,129	2,791,231	1,252,986	2,472	1,110
阿見町	3	5	6	10	0	24	22,684	50,707	945	2,113
土浦市	9	13	11	13	3	49	68,522	141,626	1,398	2,890
牛久市	24	22	31	12	1	90	37,004	83,080	411	923
稲敷市	2	3	9	15	6	35	14,837	35,504	424	1,014
美浦村	0	3	6	8	1	18	5,909	13,463	328	748

資料:茨城県内社会福祉協議会事業概要及び職員設置状況調査データブック(令和7年11月1日現在)

資料:人口及び世帯数はいばらき統計情報ネットワーク 常住人口調査月報値(令和7年11月1日現在)

■正職員の年齢構成

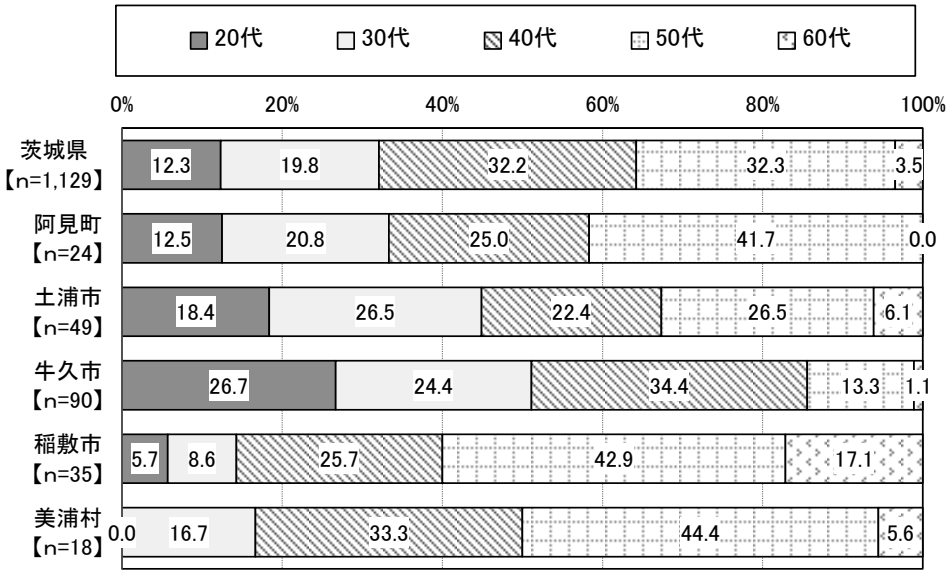

資料:阿見町社会福祉協議会

4 地域福祉に関するアンケート調査結果

令和7年2月～3月に阿見町が実施した「阿見町地域福祉に関するアンケート調査」を活用しています。

■調査対象・実施方法・実施時期

調査対象	調査方法	実施時期
町内在住の 20 歳以上の方 2,000 人（無作為抽出）	郵送および WEB	令和7年2月～3月

■配布・回収状況

対象	配布数	回収数	回収率
町民	2,000 件	662 件	33.1%

※調査結果について
○【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
○回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（%）で示しています。
○回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。
○複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は 100.0%を超えることがあります。
○説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。

(1)福祉関連団体や機関の認知度

Q あなたは、次の団体や機関を知っていますか。（あてはまるものすべてに○）

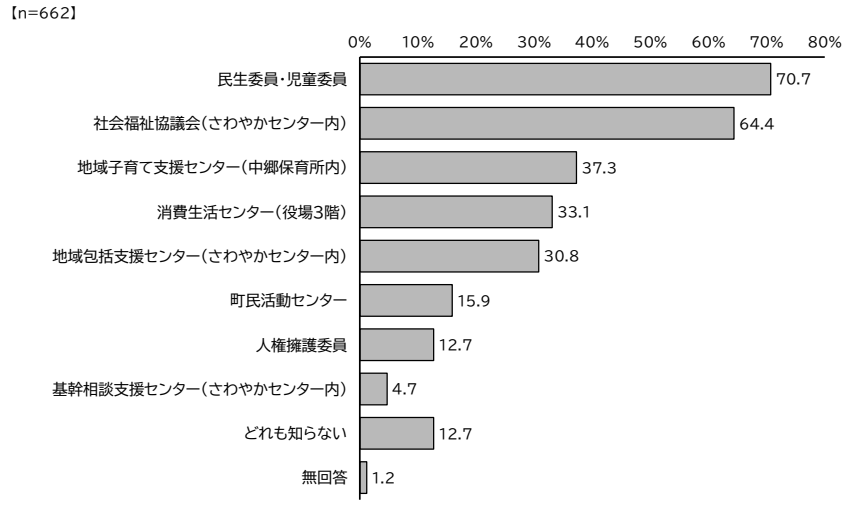

資料：阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▸町の福祉団体や機関の認知状況については、「民生委員・児童委員」が70.7%で最も多く、次いで、「社会福祉協議会（さわやかセンター内）」が64.4%、「地域子育て支援センター（中郷保育所内）」が37.3%となっています。一方、「どれも知らない」と回答した割合は12.7%となっています。

(2)町社協のイメージ

Q 社会福祉協議会とは、どのようなところだと思いますか。(ひとつだけ○)

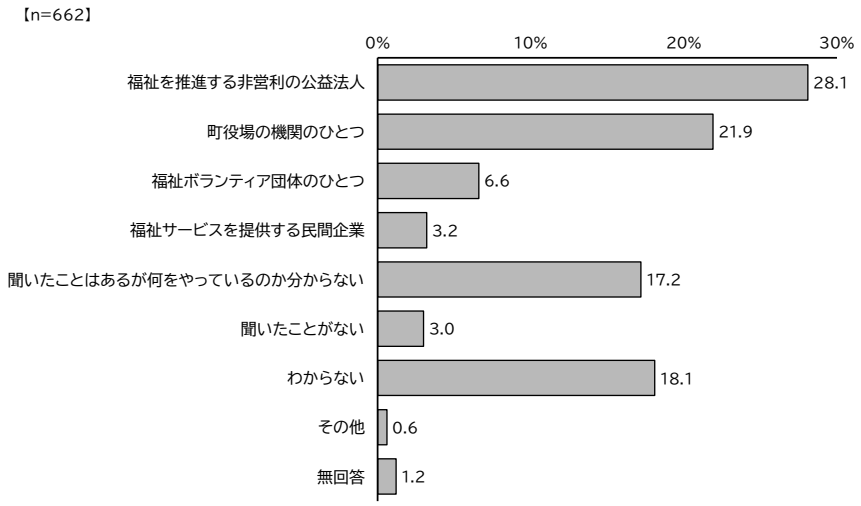

資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▸社会福祉協議会の役割に対する認知状況については、「福祉を推進する非営利の公益法人」が28.1%で最も多く、次いで、「町役場の機関のひとつ」となっています。一方、「聞いたことはあるが何をやっているのか分からない」が17.2%、「わからない」が18.1%となっています。

(3)福祉サービスの情報の入手状況

Q あなたは、自分に必要な「福祉サービス」の情報をどの程度入手できているとお考えですか。(○は1つ)

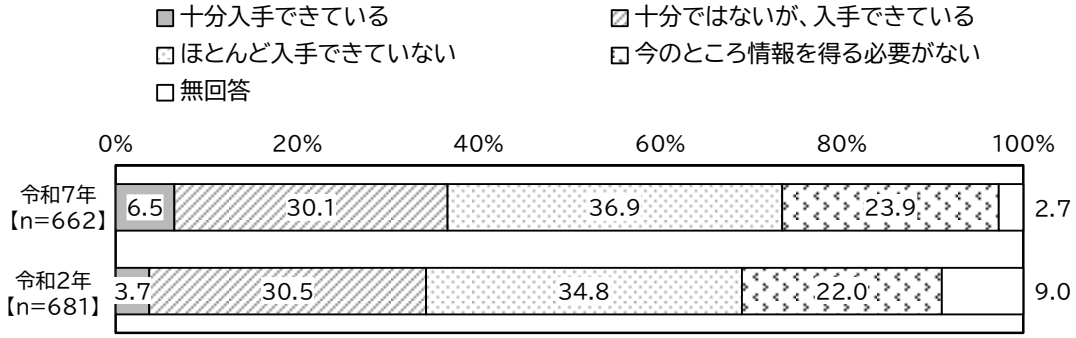

資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▸今回の調査では、「福祉サービス」の情報の入手状況について、「十分入手できている」が6.5%、「十分ではないが、入手できている」が30.1%で、これら2つの選択肢を合わせると36.6%となります。

▸令和2年に実施した調査ではこれら2つの選択肢の合計は34.2%であり、2.4ポイントの増加となりました。

(4)福祉サービスの情報の入手先

Q あなたは、「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手していますか。(○はあてまはるものすべて)

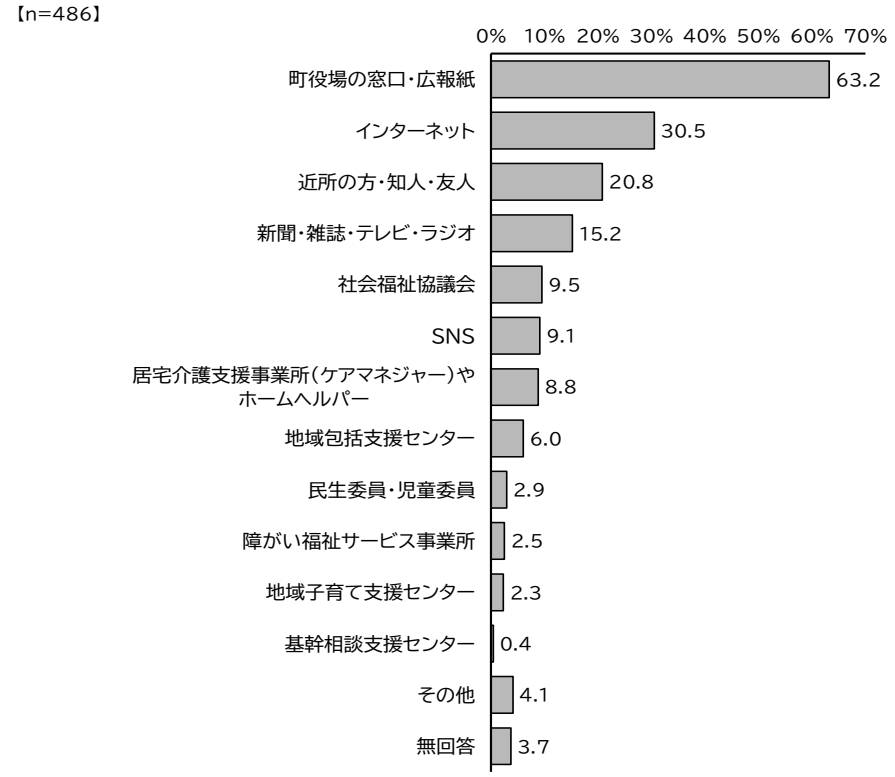

資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▸福祉サービスに関する情報の入手先については、「町役場の窓口・広報紙」が63.2%で最も多く、次いで、「インターネット」が30.5%、「近所の方・知人・友人」が20.8%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が15.2%、「社会福祉協議会」が9.5%となっています。

(5)町社協が実施している事業について

Q 阿見町社会福祉協議会が実施している次の事業について、知っているものをお選びください。(あてはまるものすべてに○)

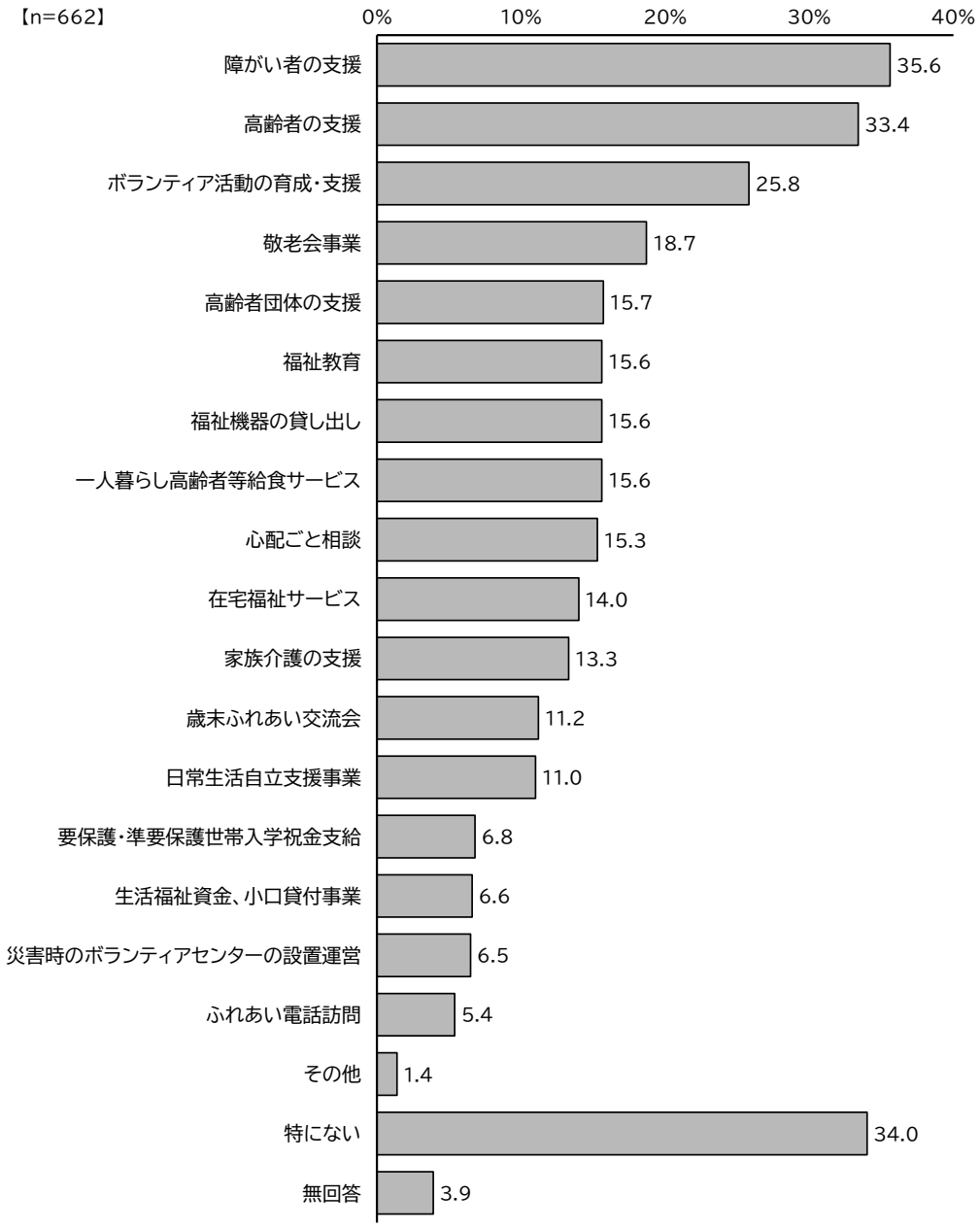

資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▸社会福祉協議会が実施している事業に対する認知状況については、「障がい者の支援」が35.6%で最も多く、次いで、「高齢者の支援」が33.4%、「ボランティア活動の育成・支援」が25.8%、「敬老会事業」が18.7%となっています。一方、「特にない」と回答した割合は34.0%となっています。

(6)社会福祉協議会で充実してほしいこと

Q 社会福祉協議会は、様々な福祉問題の解決に向けて活動や支援を行っていますが、社会福祉協議会の行う活動・支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。(3つまで○)

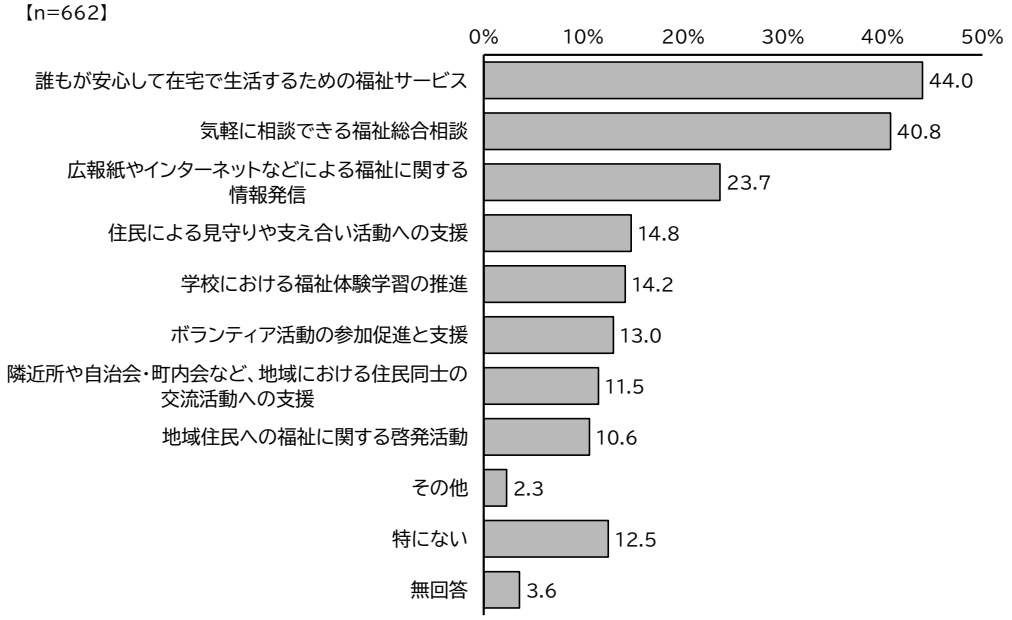

資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▸社会福祉協議会で充実して欲しいことは、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス」が44.0%で最も多く、次いで、「気軽に相談できる福祉総合相談」が40.8%、「広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信」が23.7%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が14.8%、「学校における福祉体験学習の推進」が14.2%となっています。

(7)保健福祉施策を充実していくために必要な取り組み

Q 阿見町の保健福祉施策をより充実していくために、あなたが重要と考える取り組みはどれですか。(3つまで○)

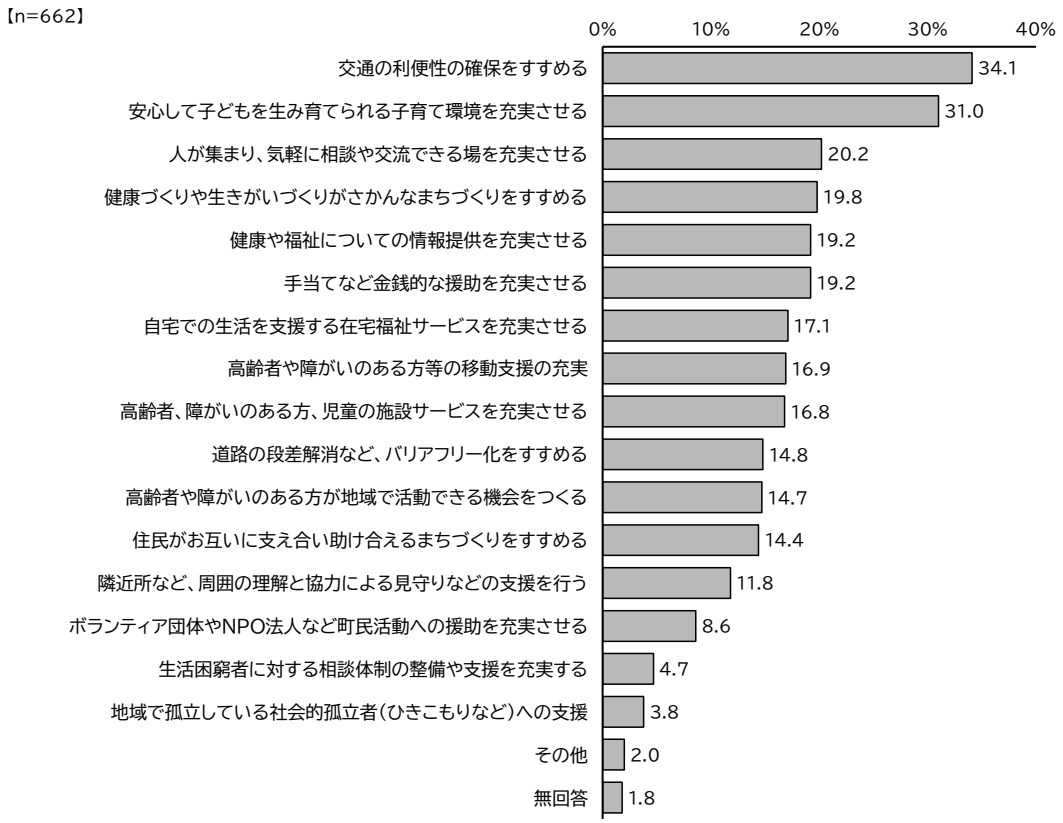

資料:阿見町地域福祉に関する町民アンケート調査

▸阿見町の保健福祉施策をより充実していくために、重要だと考える取り組みについては、「交通の利便性の確保をすすめる」が34.1%で最も多く、次いで、「安心して子どもを生み育てられる子育て環境を充実させる」が31.0%、「人が集まり、気軽に相談や交流できる場を充実させる」が20.2%、「健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりをすすめる」が19.8%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、「手当てなど金銭的な援助を充実させる」が同率で19.2%となっています。

5 町社協職員等へのアンケート調査

令和7年7月に、町社協職員及び町社協理事を対象としたアンケート調査を実施しました。

■配布・回収の結果

対象者	配布数	回収数	回収率
社会福祉協議会 職員	46 件	27 件	58.7%
社会福祉協議会 理事	14 件	8 件	57.1%

(1)アンケート回答職員の構成比

●雇用形態

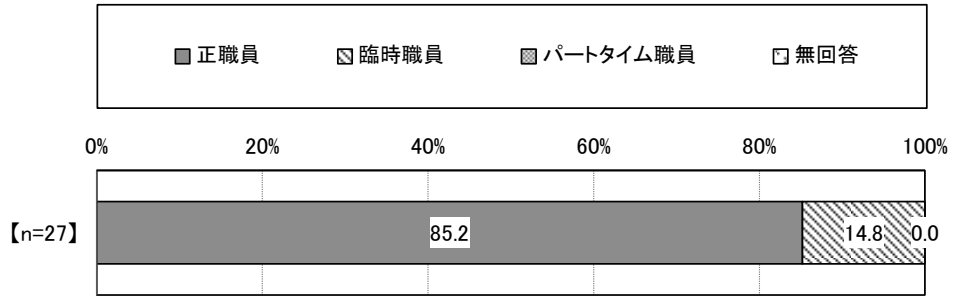

●年齢

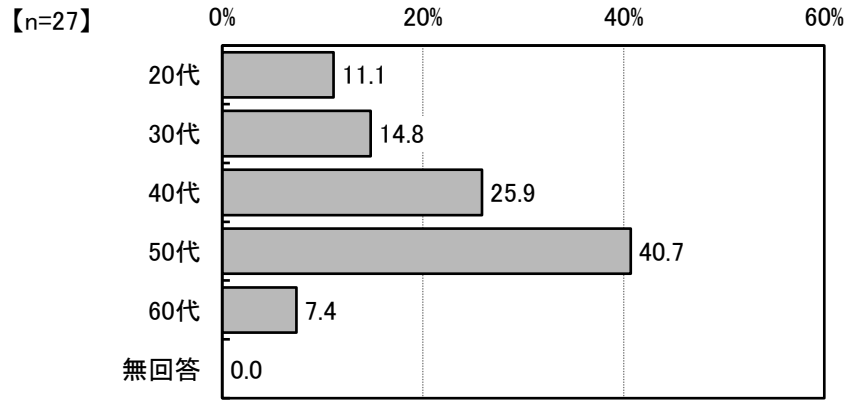

●勤務年数

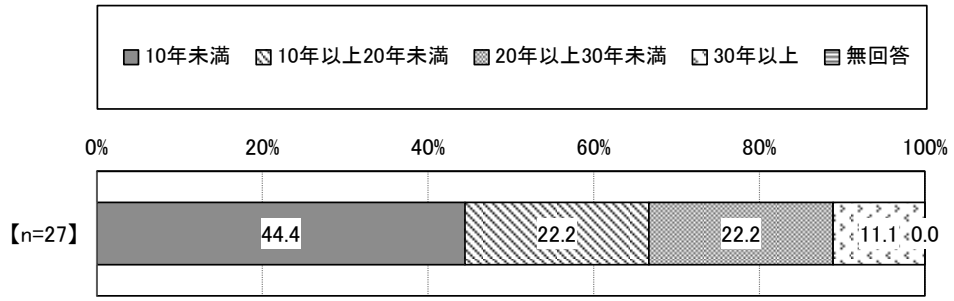

資料:職員アンケート調査

▸アンケート回答職員の雇用形態では、「正職員」が85.2%で最も多く、次いで、「臨時職員」が14.8%となっています。

▸年齢では、「50代」が40.7%で最も多く、次いで、「40代」が25.9%、「30代」が14.8%、「20代」が11.1%、「60代」が7.4%となっています。

▸勤務年数では、「10年未満」が44.4%で最も多く、次いで、「10年以上20年未満」が22.2%、「20年以上30年未満」が22.2%、「30年以上」が11.1%となっています。

(2)職員の意欲向上に必要なこと

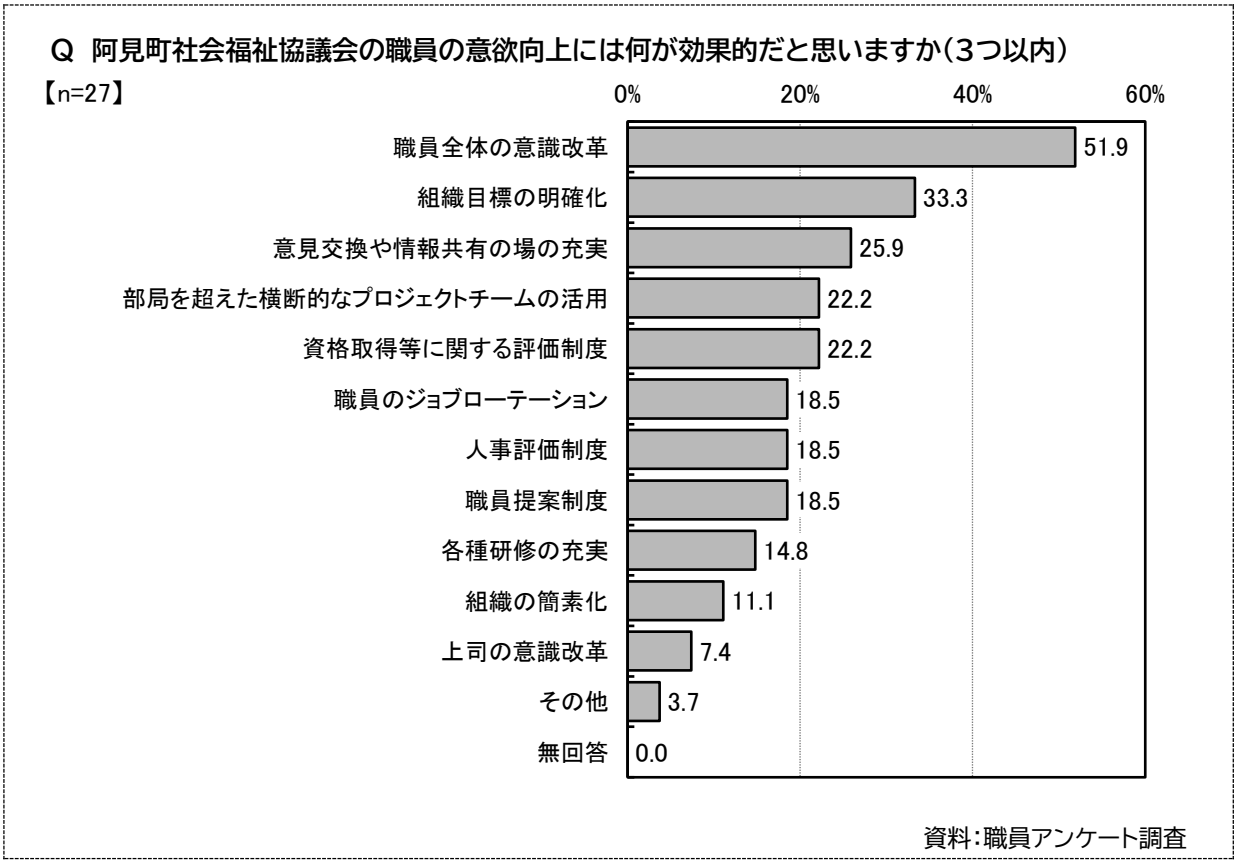

▸職員の意欲向上に必要なことでは、「職員全体の意識改革」が51.9%で最も多く、次いで、「組織目標の明確化」が33.3%、「意見交換や情報共有の場の充実」が25.9%、「部局を超えた横断的なプロジェクトチームの活用」、「資格取得等に関する評価制度」が同率で22.2%となっています。

(3)ここ3～5年の間で町社協が特に力を入れていくべき取り組み

【法人経営部門】

Q 町社協でここ3～5年の間で特に力を入れていくべき取り組みは何だと思いますか。

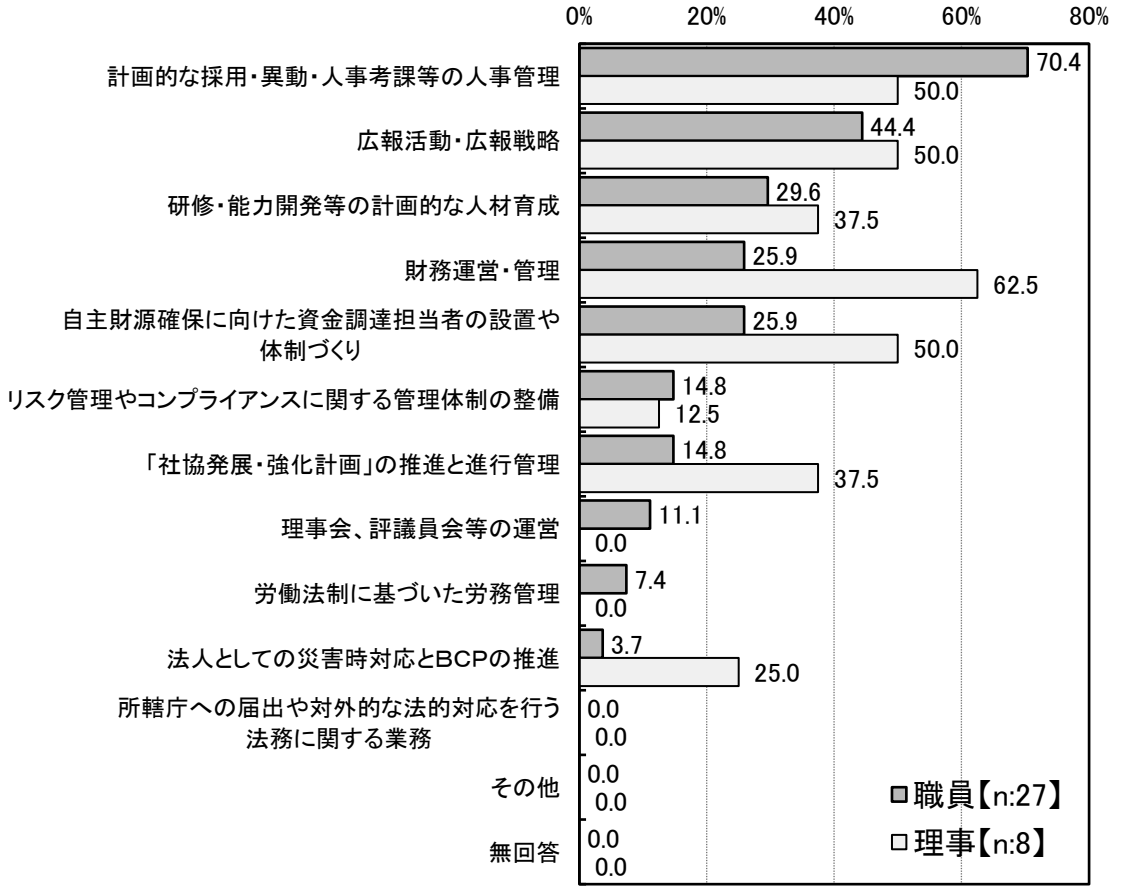

資料:職員・理事アンケート調査

▸法人経営部門では、職員は、「計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理」が70.4%で最も多く、次いで、「広報活動・広報戦略」が44.4%、「研修・能力開発等の計画的な人材育成」が29.6%、「財務運営・管理」、「自主財源確保に向けた資金調達担当者の設置や体制づくり」が同率で25.9%などとなっています。

▸一方理事は、「財務運営・管理」が62.5%で最も多く、次いで、「計画的な採用・異動・人事考課等の人事管理」、「広報活動・広報戦略」、「自主財源確保に向けた資金調達担当者の設置や体制づくり」が同率で50.0%などとなっています。

【地域福祉活動推進部門】

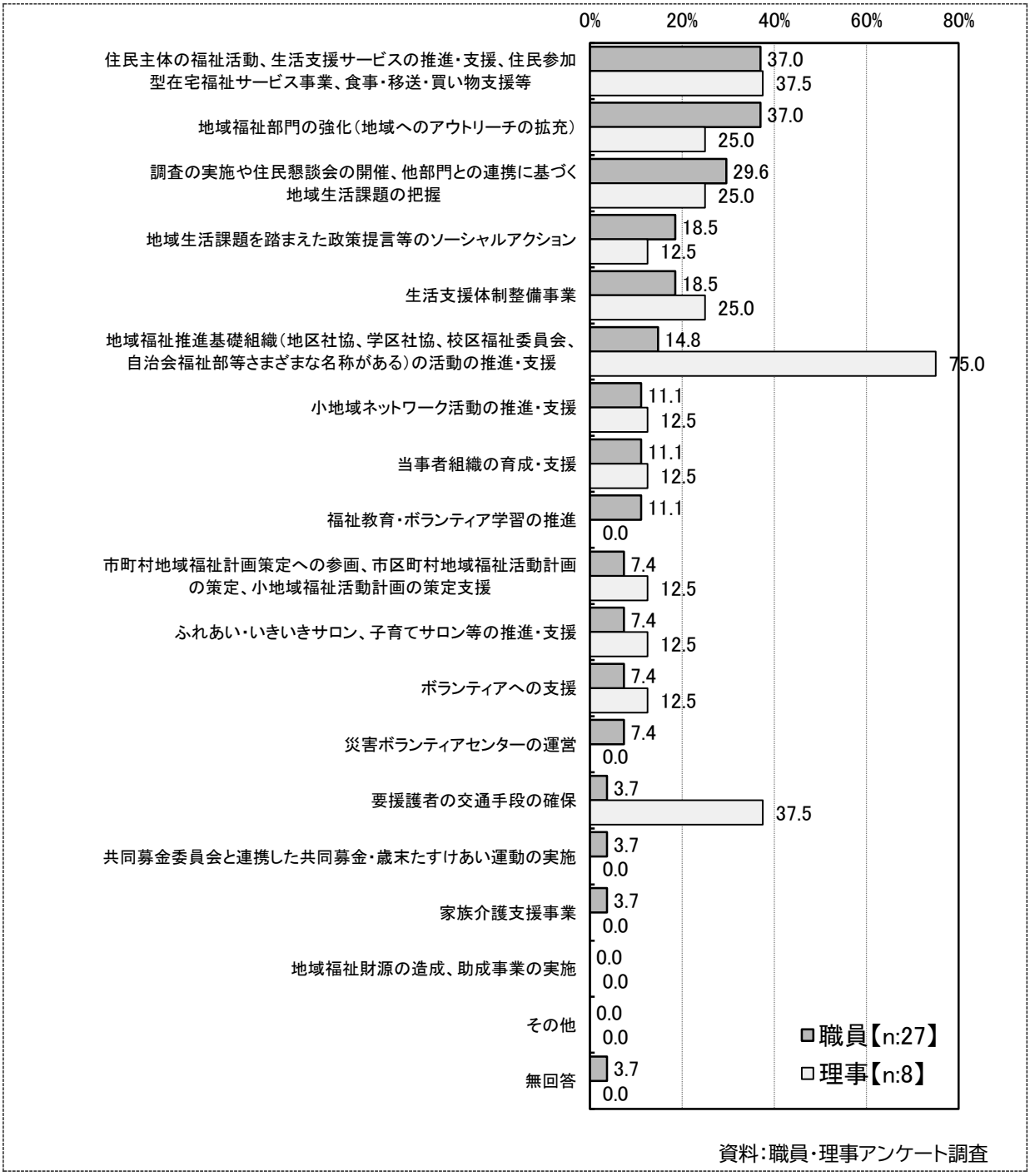

資料：職員・理事アンケート調査

▸地域福祉活動推進部門では、職員は、「住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進・支援、住民参加型在宅福祉サービス事業、食事・移送・買い物支援等」、「地域福祉部門の強化（地域へのアウトリーチの拡充）」が同率で37.0%と最も多く、次いで、「調査の実施や住民懇談会の開催、他部門との連携に基づく地域生活課題の把握」が29.6%、「地域生活課題を踏まえた政策提言等のソーシャルアクション」、「生活支援体制整備事業」が同率で18.5%となっています。

▸一方理事は、「地域福祉推進基礎組織の活動の推進・支援」が75.0%で最も多く、次いで、「住民主体の福祉活動、生活支援サービスの推進・支援、住民参加型在宅福祉サービス事業、食事・移送・買い物支援等」、「要援護者の交通手段の確保」が同率で37.5%などとなっています。

【相談支援・権利擁護部門】

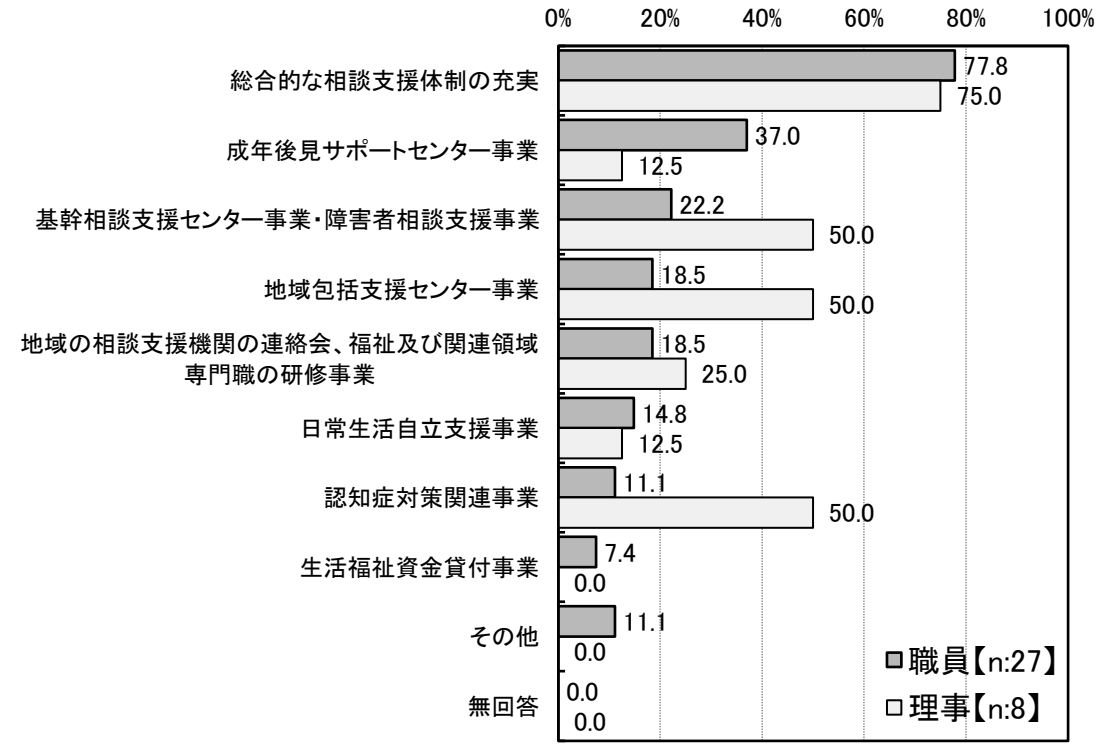

《その他》相談支援体制を支える人材の確保、心配事相談、生活福祉資金、日常生活自立支援事業を担える職員を増員

資料：職員・理事アンケート調査

▸相談支援・権利擁護部門では、職員は、「総合的な相談支援体制の充実」が77.8%で最も多く、次いで、「成年後見サポートセンター事業」が37.0%、「基幹相談支援センター事業・障害者相談支援事業」が22.2%、「地域包括支援センター事業」、「地域の相談支援機関の連絡会、福祉及び関連領域専門職の研修事業」が同率で18.5%などとなっています。

▸一方理事は、「総合的な相談支援体制の充実」が75.0%で最も多く、次いで、「基幹相談支援センター事業・障害者相談支援事業」、「地域包括支援センター事業」、「認知症対策関連事業」が同率で50.0%などとなっています。

【介護・生活支援サービス部門】

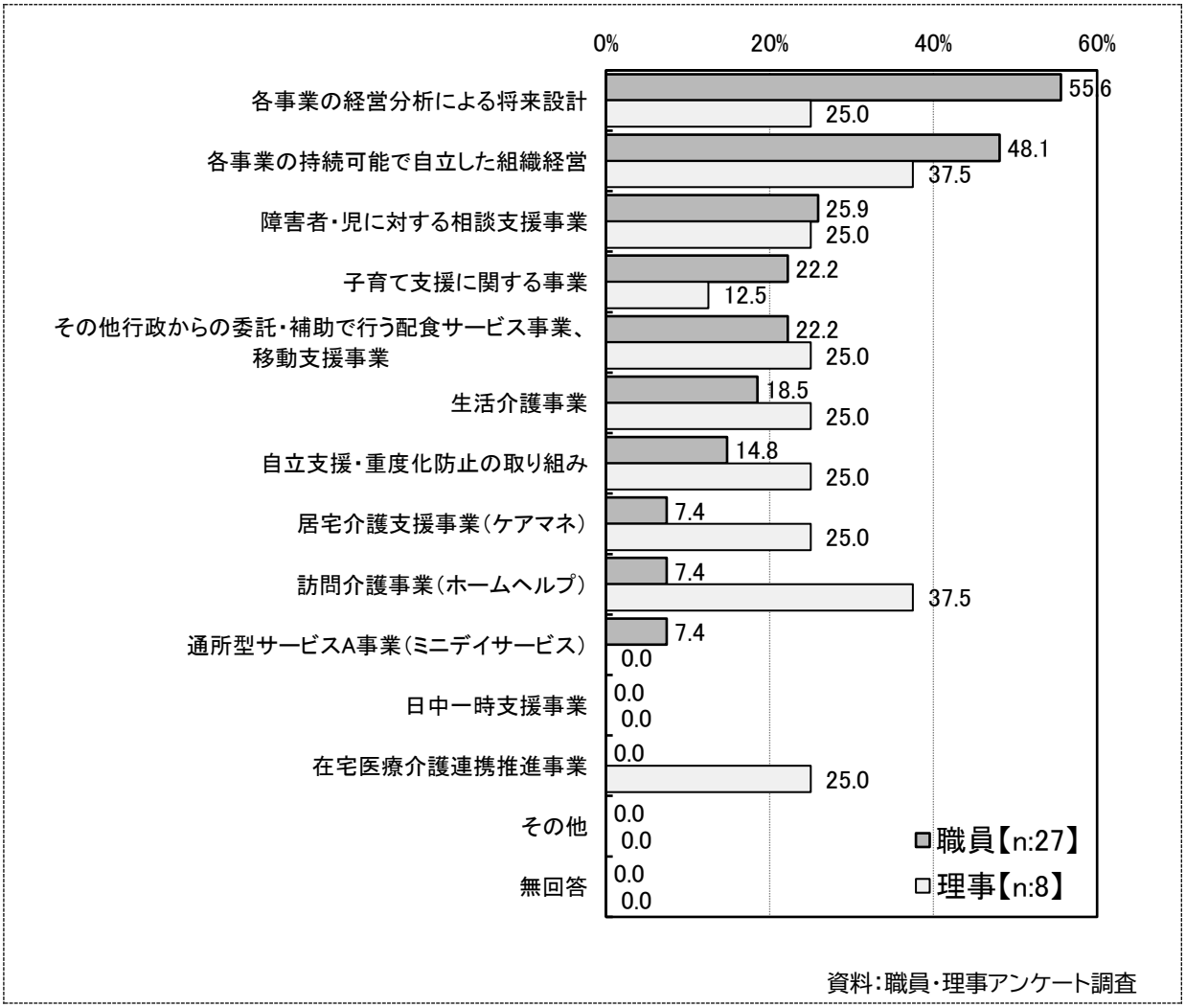

資料：職員・理事アンケート調査

▸介護・生活支援サービス部門では、職員は「各事業の経営分析による将来設計」が55.6%で最も多く、次いで、「各事業の持続可能で自立した組織経営」が48.1%、「障害者・児に対する相談支援事業」が25.9%となっています。

▸一方理事は、「各事業の持続可能で自立した組織経営」、「訪問介護事業（ホームヘルプ）」が同率37.5%で最も多くなっています。

6 課題の整理

阿見町地域福祉計画における地域課題を共有するとともに、町社協職員等のアンケート調査や職員のワーキングチームから見えた課題に取り組みます

(1)阿見町地域福祉計画の地域課題(第4次阿見町地域福祉計画より整理)

課題		内容
①	地域福祉の意識の醸成	福祉への関心は高まっているものの、生活課題の解決を行政に依存する意識が強まり、住民同士で支え合う意識は低下しています。住民が主体的に地域福祉に関わることができる仕組みを継続・強化し、共助意識の醸成が必要です。
②	地域でのふれあい・交流の場づくり	近所付き合いはあいさつ程度にとどまる傾向が強まり、交流の簡素化が進んでいます。交流の場は増加しているものの、担い手不足や周知不足が課題であり、地域活動の縮小を防ぐため、参加促進と活動の魅力向上が求められます。
③	地域における支え合い・助け合いの仕組みづくり	高齢化により地域活動の担い手不足が深刻化しています。気軽に参加でき、負担の少ない身近な活動へのニーズを踏まえ、地域特性を活かした柔軟な支援と、若年層の参加促進が重要です。
④	包括的な支援体制の充実	相談相手が身近な人に限られる一方、誰にも相談できない人も存在しています。制度の狭間や孤立への対応が増加する中、関係機関が連携した包括的かつ重層的な相談支援体制の整備と、支援につなぐ仕組みづくりが求められます。
⑤	保健・福祉サービスの充実	福祉情報の入手状況は改善しているものの、情報源は多岐にわたっています。引き続き、住民の視点に立った分かりやすい情報発信と、保健・福祉サービスの質の向上が必要です。
⑥	権利擁護の推進	成年後見サポートセンターの設立により体制整備は進んでいますが、制度の周知や信頼性の確保、負担軽減が課題です。高齢化や「親亡き後」問題の進行を見据え、成年後見制度の利用促進に向けた継続的な周知が求められます。
⑦	再犯防止の推進	再犯を防ぎ、地域の中で安定した生活を送れるよう、地域全体での支援が必要です。保護司など支援者が安心して活動できる環境整備と、再犯防止に関する広報・啓発を通じた住民理解の促進が重要です。
⑧	地域福祉のネットワークづくり	民生委員・児童委員やボランティアの担い手不足と高齢化が進んでいます。負担軽減と人材育成を進めるとともに、住民・事業者・行政が協働し、役割分担によって課題解決を図る体制強化が必要です。
⑨	防災・防犯体制の充実	防災・防犯への関心は高く、地区防災計画、避難計画の作成も進んでいますが、全地区への拡大には至っていません。平常時から地域のつながりを強化し、災害時にも支え合える安全・安心な体制づくりが課題です。
⑩	暮らしやすい生活環境の充実	移動手段や緊急時対応、防犯、生活環境の悪化など、身近な課題が多く挙げられています。ユニバーサルデザインやバリアフリーの推進により、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備が求められます。

（2）町社協にかかわる課題（町社協職員等のアンケート調査等により整理）

課題		内容
①	職員構成	○正職員が大半を占める一方で、50代以上が約半数を占めており、年齢構成の偏りが見られます。 ○勤務年数10年未満の職員が最も多く、人材の定着や計画的な育成などが課題となっています。 ○今後の組織運営を見据え、中堅・若手職員の育成と将来的な人材確保を計画的に進める必要があります。
②	職員の意欲向上・組織活性化	○職員の意欲向上には、「意識改革」「組織目標の明確化」「情報共有の充実」が重視されており、組織としての方向性やビジョンの共有不足が課題と考えられます。 ○部局を超えた連携や横断的な取組、資格取得等の評価制度への期待も高く、職員の成長や挑戦を正当に評価・支援する仕組みの強化が求められています。
③	法人経営部門	○職員・理事ともに、人事管理や財務運営、広報、財源確保を重要視しており、法人経営の基盤強化が共通認識となっています。 ○特に、計画的な人材管理と人材育成、財務の安定化、自主財源確保に向けた体制づくりなど、中長期的な経営視点に立った組織運営が課題です。 ○広報戦略の強化により、住民や関係者からの理解・信頼を高める必要があります。
④	地域福祉活動推進部門	○職員はアウトリーチや住民主体の活動支援を重視する一方、理事は基礎組織の活動推進を重視しており、視点の違いを踏まえた役割整理と連携強化が必要です。 ○地域生活課題を的確に把握し、住民参加型の支援や政策提言につなげていくため、調査・対話・部門間連携を強化する仕組みづくりが求められます。
⑤	相談支援・権利擁護部門	○職員・理事ともに「総合的な相談支援体制の充実」を最重要課題と認識しており、複合的・多様化する相談ニーズへの対応力強化が必要です。 ○成年後見サポートセンターや基幹相談支援センターなど、各事業の役割を整理し、連携を深めることで切れ目のない支援体制を構築することが課題です。
⑥	介護・生活支援サービス部門	○職員・理事ともに、事業の持続可能性や経営面を重視しており、各事業の経営分析と将来を見据えた事業設計が必要です。 ○介護・生活支援サービスを安定的に提供していくため、自立した組織経営とサービスの質の両立が重要な課題となっています

第3章

計画の基本的な考え方

第3章　計画の基本的な考え方

1　町社協の使命と経営理念

社会福祉協議会（以下「社協」という。）の使命、経営理念及び基本方針は、市区町村社協経営指針（令和2年7月第2次改定）により示されています。この経営方針を基礎とし、町社協の使命と経営理念を定めています。

（1）使命

社協は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会づくり」を推進することを使命とします。

（2）経営理念

使命を達成するため以下の5つの経営理念を掲げ、この経営理念に基づき事業を展開します。

社協として、一歩先を行く先駆的なサービス、一段上を行く質の高いサービスの提供、一味違う付加価値の高いサービス提供を目指します。

①地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現

地域住民、町内会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び町民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など、地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって、町民参加型の地域共生社会の実現を目指す。

②誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送ることができる福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう、支援を必要とする方々の生活状況や思いをくみ取った福祉サービスの実現を目指す。

③多機関と連携・協働による地域に根ざした包括的な支援体制の構築

複合化・多様化した生活課題を総合的に受け止め、地域住民や医療、保健、就労、住まい、司法、教育、権利擁護などの多機関と連携・協働する支援体制の実現を目指す。

④地域の福祉ニーズに基づく先駆的・開拓的な取り組みの創出

地域の様々な課題の対応に重きをおき、常に事業展開を通じて地域の問題を捉えなおし、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや福祉活動の開発にたゆみなく挑戦する。

⑤持続可能で責任ある自律した組織経営

変化の激しい時代環境の中で、地域社会に責任をもって貢献していくために、組織の理念、目的、目標、体制、規範を整え、持続可能な経営をしていく。また、町社協の職員として、自覚と誇りを持てる人材の育成に取り組む。

2　基本理念

社会情勢や地域社会の変化により、今まで以上に課題が複雑かつ多様化しており、町民が住みなれた地域で安全・安心に生活し、年齢や性別そして障がいの有無にかかわらず、個人として尊重され、住民同士の支え合いや適切なサービスが受けられるようなまちづくりが求められます。

また、介護、障害、児童、生活困窮者支援などの制度の枠にとらわれない、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。

町社協では、これまでも人づくりに力を入れ、地域の主体性を重視し、協働によるまちづくりを推進してきました。今後も引き続きこの方向性を継承するとともに、誰もが地域社会で活躍し、一人ひとりの暮らしに寄り添い、地域全体で見守り、共に支え合っていくことが重要です。

さらに、持続可能な地域づくり～SDGsの視点～でもふれたように「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりにつながるものであり、本計画においても、SDGsの目標を意識し、その達成に貢献していくことが求められます。

町民、地域団体、企業・事業所、行政など多様な主体が地域福祉に関心をもち、それぞれが持つ強みや機能を発揮しながら、連携・協働することで、包括的にともに支え合い、誰一人取り残さない持続可能な地域社会を目指します。

また、社協発展・強化計画においても地域福祉活動計画と同一の基本理念のもと、地域福祉を推進するための組織・基盤等の強化を図っていきます。

さらに、地域福祉や組織経営の推進において、町社協は、様々な関係者や組織・団体と協働する「連携・協働の場」（プラットフォーム）としての役割を担っていきます。

【基本理念】

みんなで支えるふれあいのまちづくり

3 基本目標

次の3つを基本目標として設定し、様々な取り組みの展開を図っていきます。また、基本目標1、2を第5次地域福祉活動計画、基本目標3を発展・強化計画の取り組みとして位置づけます。

基本目標1　地域住民を主体とした福祉活動と支援【第5次地域福祉活動計画】

ともに生きる豊かな地域社会づくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。地域住民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、学校や地域の中で福祉の心を育む教育や人権を理解する教育を充実し、地域福祉の意識の向上を図ります。

また、地域社会において、住民同士のつながりの変化や高齢化、住民の減少など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化が重要となります。

このため、地域の交流活動や交流の場づくり、福祉活動を担う人材の育成、共に支える組織づくりを充実させ、身近な課題に気づける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

さらに、緊急時や災害時に対応できるよう、普段から備えるとともに、支援が必要な人の把握と地域での見守りの体制を強化します。

具体的な取り組み		実施事業
1	地域ぐるみで ともに支え合う 仕組みづくり	(1)生活支援体制整備事業 (2)ふれあいいきいきサロンの体制づくり (3)地域ケア会議推進事業 (4)認知症サポーター養成事業 (5)家族介護支援事業 (6)こども食堂運営への支援
2	ボランティアの育成と ボランティア活動の 支援	(1)ボランティア活動推進事業 (2)ボランティア連絡会の支援 (3)各種ボランティア講座の開催 (4)福祉体験学習の実施 (5)いきいき介護教室事業 (6)ボランティア協力校指定事業
3	災害時における 支援体制	(1)災害ボランティアセンターの設置及び運営 (2)地域の福祉活動支援

基本目標2　生活支援及び在宅福祉サービスの充実・強化【第5次地域福祉活動計画】

多様化した生活課題の解決を図り、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指し、高齢者、障害者の包括的な相談体制を構築するとともに関係機関との連携を図り、福祉サービスの充実、情報提供や専門的な支援につなげる体制を充実させます。また、判断能力が十分でない人へ必要な支援を行うとともに、権利擁護の制度の普及啓発を図り制度の利用へつなげます。

さらに、社会的援護を必要とする人がその人らしく暮らしていくために、公共サービスのみならず、多様な民間サービスの振興に努めるとともに相互の連携を図り、地域福祉の一層の向上に努めます。

具体的な取り組み		実施事業
1	総合的な相談支援体制の推進	(1)包括的な支援体制の強化 (2)心配ごと相談事業
2	権利擁護体制の推進	(1)成年後見サポートセンター事業 (2)日常生活自立支援事業
3	低所得者等福祉事業の充実	(1)生活福祉資金事業 (2)小口貸付資金事業 (3)生活困窮世帯への食料品の提供 (4)歳末援護金
4	高齢者福祉事業の充実	(1)長寿福祉計画・介護保険事業計画に合わせた事業の推進 (2)敬老会事業 (3)給食サービス事業 (4)ふれあい電話訪問事業 (5)地域包括支援センター事業 (6)在宅福祉有償サービス事業 (7)生活援助型食事サービス事業 (8)訪問介護事業 (9)通所型サービスA事業(ミニデイサービス)
5	障害者福祉事業の充実	(1)阿見町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に合わせた事業の推進 (2)障害者居宅介護事業 (3)障害者移動支援事業 (4)障害者支援センター事業(生活介護) (5)日中一時支援事業 (6)基幹相談支援センター事業 (7)在宅障害児・者レクリエーション(なかよし広場)
6	児童福祉事業の充実	(1)歳末ふれあい交流会 (2)ファミリーサポートセンター事業(子育て支援) (3)福祉に関する作文の募集 (4)小・中学校入学祝金支給 (5)要支援世帯児童・生徒への学校援護金の活用

基本目標3　社協の基盤整備 【発展・強化計画】

基本目標1及び2の達成のために、組織体制の効率化、災害時の運用体制能力の向上及びリスク管理の強化、財政基盤の更なる強化を図るとともに、人材の確保及び育成、広報活動の充実に努めます。

具体的な取り組み		実施事業
1	組織体制の充実・強化	(1)DX を活用した事務事業の効率性と機能性の向上 (2)防災対応力と事業継続計画(BCP)の運用能力の向上 (3)コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する体制整備
2	人材の確保・育成と 働きやすい職場づくり	(1)人材育成基本方針の見直し (2)人事評価制度の導入 (3)職員研修計画の策定 (4)人材確保及び職員体制に関する基本方針の策定 (5)資格取得の推進 (6)ハラスメント対策 (7)ワークライフバランスの実現
3	財政基盤の強化	(1)中期財政計画の策定 (2)社協会員募集の強化 (3)共同募金(赤い羽根・歳末たすけあい)運動への協力 (4)愛の募金箱設置 (5)各種助成金の活用
4	広報・啓発活動の充実	(1)ホームページ・SNS による広報 (2)「しゃきょうだより」の発行 (3)社会福祉大会 (4)町主催行事における広報

第4章

具体的な取り組み

第4章　具体的な取り組み

基本目標1　地域住民を主体とした福祉活動と支援

1　地域ぐるみでともに支え合う仕組みづくり

(1)生活支援体制整備事業

《事業内容》

「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」と「協議体」を配置して、地域住民の「互助」による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めることを目的に第1層、第2層の協議体を設置し、社会資源の開発等を進めています。

また、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入促進、総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもと適切に活動を選択し、社会活動に参加できるような取り組みを行っています。

《現状と課題》

平成29年度に第1層協議体として日常生活支援協議会を設置後、新型コロナウイルス感染症拡大により活動延期を経た令和4年、町、医療大学、地域包括支援センターで連携して実施している「地域包括ケアリーダー養成講座」の受講者を対象とした「ケアリーダー会」が発足しました。この会を第2層協議体に位置付けし、地域課題の抽出や課題を解決するために自分たちでできることを考え、住民による、より身近な生活支援・介護予防につながる活動について話し合っています。

令和6年度には、具体的な活動を話し合う「ケアリーダー部会」が発足。活動を軌道に乗せるため事業担当者も話し合いに参加し、生活支援を行う活動＝「ネコの手かし隊」立ち上げの支援を行いました。令和7年12月から活動を始めています。その他「ケアリーダー会」からも、住民の方が集える地域のサロンが3か所誕生しています。

話し合いの場は確保できていますが、どのように活動を生み出しどのように継続していくかが課題です。新しい活動を生み出すことは負担も大きいため、すでにある活動を広げていくことも視野に入れる必要があります。また年に4回行っている「ケアリーダー会」は自由参加のため、毎回参加メンバーが異なることや、毎年新しいメンバー(ケアリーダー養成講座受講者)が入ってくること、高齢や介護を理由に退会される方もいるなど、メンバーの固定が難しい中でどのように住民主体で活動を進めていくのかも考える必要があります。

《活動目標》

高齢者をはじめとするすべての人々が、住み慣れた地域で生きがいをもって在宅生活を継続していくために、地域でお互いに支え合う住民主体の体制づくりを町、町社協、関係機関・住民組織等と連携しながら推進していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施		体制見直し	実施	

(2)ふれあいいきいきサロンの体制づくり

《事業内容》

誰でも気軽に集まれる「仲間づくりの場」を町内各地区に広げていきます。地域の皆さんのサロン立上げや助成金支給等運営の支援を行い、介護予防や健康管理、地域の互助活動の促進を図ります。

《現状と課題》

各地域に新しいサロンが開設され登録サロン数も増えましたが、住民の高齢化による運営の負担感の声も聞かれているため、立ち上げの支援だけではなく「仲間づくりの場」を継続していくための支援も必要になっています。

《活動目標》

地域の実情やサロン運営での困りごとを把握し、新たな支援策がないか検討します。また地域と一体となって住民の生きがいづくりや地域の互助活動を促進する場づくりを進めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施				
実態把握・検討				

(3)地域ケア会議推進事業

《事業内容》

地域ケア推進会議の開催、地域ケア評価会議の開催、地域ケア個別会議の開催により地域の要援護高齢者を地域で見守り、互いに支え合うコミュニティづくりを推進します。

《現状と課題》

介護予防、自立支援の観点から、リハビリ職、薬剤師、栄養士、歯科衛生士が定期的に地域ケア会議に参加しています。また、地域ケア個別会議で事例を通して個別課題の解決策を検討し、地域ケア評価会議で検討事例の経過を評価することで地域課題を整理し、地域ケア推進会議を通じて町に政策を提言しています。

課題としては、地域ケア会議の目的が事例提供者へ十分に浸透していない点が挙げられます。地域ケア会議の5つの機能である①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり資源開発⑤政策の形成の周知徹底を図っていきます。また事例に対する課題を明確にすることで解決に向けた手段の検討が深まると考えます。これらの取り組みを通して地域ケア会議をより活用できる仕組みづくりを目指し、サービスや資源を作り出す政策形成プロセスの改善を進めていきます。

《活動目標》

多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、要援護者の自立に資するケアマネジメントを実施し、課題解決や自立支援の促進、ひいてはQOLの向上を目指します。

また、個別課題を通じて地域の現状を把握し、地域の実情に応じた効果的な地域づくり、町民や行政、ボランティア、事業所、専門職参加による地域での支え合い、助け合いを促し、高齢者が介護状態を予防し、自立して暮らせるまちづくりを推進します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事例検討				
政策提言		政策提言		政策提言

（4）認知症サポーター養成事業

《事業内容》

急速な高齢化に伴って認知症の人が増加し、誰もが認知症になり得るという状況の中、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会、認知症になっても自分らしく安心して暮らせるまちづくりを展開するためには、認知症を正しく理解し認知症の人や家族を応援する人が増えることが重要になってきます。その「応援する人」＝「認知症サポーター」を養成するための講座の開催と活動の推進を行っています。「認知症サポーター養成講座」では、認知症についての正しい知識と認知症の方への対応方法などを学ぶことができます。さらに町と共同で、スキルアップを図るための「ステップアップ講座」や、広く町民への周知を図るために「認知症講演会」なども行っています。

《現状と課題》

町職員や大学生・専門学校生への講座は毎年開催できている一方で、新型コロナウイルス感染症拡大で講座を中止・延期して以降、依頼が少ない状況が続いています。サポーター数を確保するためには、依頼を待つだけでなく自ら企画し開催することも検討していく必要があります。

また、「認知症サポーター」と「キャラバンメイト（サポーター養成講座の講師役）」の活動・活躍の場をどのように確保していくかも課題です。

《活動目標》

地域住民への働きかけは継続しつつ、若い世代を含めた幅広い対象者に向けた講座を開催できるよう、周知啓発を行います。また、認知症サポーターが活躍できる場の一つとなる「チームオレンジ」（令和7年に立ち上がった、本人・家族のニーズと支援を繋ぐ仕組み）の活動を町とともに活性化していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
開催方法の見直し	実施	評価	実施	

(5)家族介護支援事業

《事業内容》

高齢者を在宅等で介護している家族等を対象に、要介護状態の維持・改善を目的とし、適切な介護知識・技術、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした介護教室を開催しています。また、介護者の身体的・精神的負担の軽減につながるよう介護者相互の交流会も開催しています。

《現状と課題》

介護教室や介護者交流会を年6回企画し、一定数ご参加いただいていますが、「介護者」の参加が少なくなっています。「介護者」が参加しやすい開催方法やより興味を持てる内容を検討する必要があります。

《活動目標》

高齢者への介護に関する知識や技術の習得を必要としている人に、必要な情報を伝えていけるように、教室開催の手段や方法、内容を充実させ、介護者が孤立せず情報交換できる場所の提供を行います。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施				

(6)こども食堂運営への支援

《事業内容》

町社協に寄せられる善意の金品により、こども食堂運営団体が利用できる資金の助成や、物資の支援などを行うことで、地域交流の機会や子どもたちの居場所づくりを支える取り組みを行っています。

《現状と課題》

こども食堂運営に必要な支援については団体ごとに異なる場合もあるため、関係機関との連携を図りながら現状の把握に努め、善意の金品の有効な活用に繋げる必要があります。

《活動目標》

こども食堂は、食事を提供する場だけではなく、地域交流の重要な場所、子どもたちの大切な「居場所」であり、孤食の解消にもつながります。

地域住民やボランティアが運営し、子どもから高齢者まで集う地域の居場所として気軽に利用できる「地域の食卓」として運営団体がより活動しやすくなるよう、関係機関との連携のもと支援をしていきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
関係機関との連携・事業実施				

2　ボランティアの育成とボランティア活動の支援

(1)ボランティア活動推進事業

《事業内容》

阿見町のボランティアセンター機能は「町民活動センター」に位置づけられていますが、今後も町社協の役割として、その特性を活かしながらボランティアに対する啓発・育成活動を実施します。

また、町町民活動課、町民活動センターと連携を取りながら、情報の集約、活動の推進に努めます。

《現状と課題》

ボランティア講座の開催や、相談業務、交流会など町社協独自で事業を実施しています。

また、ボランティア保険加入窓口として、団体や個人ボランティアの登録窓口としての機能を果たしています。

今後はボランティアの世代交代への対応策の検討が必要です。

《活動目標》

ボランティア連絡会以外にも町社協に登録している団体、個人は多数あるため、今後もそれらの活動の実態を把握し、ボランティアの相談窓口としての認知度を広め、活用していただくための相談支援体制の充実を図ります。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
定期的な活動の把握、相談体制の強化（継続）				

(2)ボランティア連絡会の支援

《事業内容》

令和7年3月末現在、5サークルで128名(個人ボランティア含む)。

福祉分野に限らず環境ボランティアも含まれています。サークル代表による世話人会を月1回開催するほか、会員間の定期的なつながりづくりの場として、会員交流会などの自主事業も実施しています。

《現状と課題》

ボランティア連絡会に所属するサークルにおいて、会員数の減少が課題となっており、連絡会活動にも影響が出ています。

新型コロナウイルス感染症拡大により活動制限が生じた時期に、会員間の定期的なつながりを維持するため「会員交流会」を企画し、継続的に実施してきたことで、登録団体以外の個人会員が微増となりました。

今後も、会員同士の交流の機会を継続して確保することで、活動の活性化につながるような取り組みを町社協として継続して支援していくことが必要です。

《活動目標》

各サークルの活動以外に「ボランティア連絡会」の活動を続けていくことの意義や今後の方向性を年度ごとの推移に注視しながら、連絡会と町社協がともに検討します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
連絡会の状況把握と課題改善に向けた支援				

（3）各種ボランティア講座の開催

《事業内容》

ボランティア講座を開催し、ボランティアの育成、活動の場を広げる手段として活用します。

《現状と課題》

令和4年度から令和7年度まで「思いを伝え活動を広めるPR講座」「傾聴ボランティア講座」「点字入門講座」「福祉体験学習ボランティア養成講座」を開催しました。

主にボランティア活動を始めるためのきっかけづくりを目的とした講座を開催しましたが、受講後の活動場所が少なく、活動につながりにくい現状があります。ボランティア団体や個人ボランティアと日常的に連携してニーズを把握し、講座の内容へ反映させていくことが必要です。

《活動目標》

ボランティア活動への参加のきっかけづくりやボランティア団体育成のため、講座の充実を図ります。また、講座で学んだ内容を実践につなげるためのフォローについて検討・実施します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ボランティアのニーズ調査、実施				

（4）福祉体験学習の実施

《事業内容》

小・中学生の福祉体験学習や「総合的な学習の時間」等で車椅子、ガイドヘルプ、インスタントシニア等の体験学習を行っています。必要に応じてボランティアと一緒に学校に出向いて、講話・体験・振り返りをしています。

《現状と課題》

令和5年度に福祉体験学習メニュー表を作成し、学校に体験講座の内容やメニューを周知できたことで、車いす体験、ガイドヘルプ体験の依頼が増加しています。また、ボランティアサークルとの協働により、体験メニューも充実しました。

ボランティアの高齢化により協力者が減少しているため、令和7年度には体験学習に協力してもらうボランティアの養成を行いましたが、依然として不足している状態です。

引き続き、学校に周知を行い、教育委員会指導室との調整を図りながら進めていく必要があります。

《活動目標》

これまで以上に子どもたちにより良い体験の機会を提供できるよう、学校側からの相談や要望に対して担当教諭と内容を調整しながら対応していきます。

ボランティアサークルと協働して、積極的に学校へ出向いて体験講座を行うことで、子どもたちの福祉への関心と理解を深める機会を作ります。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
教育委員会指導室、学校との相談・調整のもと実施				

(5)いきいき介護教室事業

《事業内容》

中学生・高校生に対し、医療・福祉・介護・ボランティア活動などをテーマに講座を実施し、地域のボランティアによる「支え合う地域社会づくり」を推進します。

ボランティア講座、県立医療大学での介護体験実習、施設体験等を行い、中学生・高校生のボランティアや福祉に対する意識を啓発します。

《現状と課題》

学校での活動(職業体験、部活動、大会、運動会の練習)等、学生のスケジュールの過密化により、夏休みのスケジュールの確保が難しくなっているため、実施時期の検討を行いました。また、3日間の連続したカリキュラムで実施していましたが、すべての日程へ参加することが難しいことから、参加を見合わせたという声もあり、3日間のうち希望日のみ参加できるようカリキュラムを変更しました。講座内容について、令和5年度まではボランティア・介護に限った内容で中学生を対象としていましたが、医療や幅広い年代に関する福祉の内容の講座に変更し、対象者も高校生まで拡大しました。

依然として参加者は少ない傾向にありますが、進路を考え始める時期に福祉や介護について学ぶことは、学生にとって貴重な体験になると考えます。

《活動目標》

将来、福祉関係の仕事に興味を持っている生徒の参加が目立つため、講座内容や日程等も含めた事業を再構築します。進路を考え始める時期に医療や福祉について学ぶことは学生にとって貴重な体験になると考えるため、参加しやすく学びの多い講座となるよう、常に内容を見直しながら講座を実施します。

高校生の参加者が少ないため、積極的に学校へ周知し、参加者の増加を図ります。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
開催方法の見直し・実施				

(6)ボランティア協力校指定事業

《事業内容》

町内小・中学校を対象として社会福祉への理解と関心を高め、ボランティア活動の啓発・普及を行うため協力校として指定を行い、助成金の支給を行います。

《現状と課題》

助成金は各学校で実施している福祉体験学習等に有効活用してもらえるようになりました。今後はボランティア団体の協力も得ながら、町社協による出張講座が取り入れられるよう学校と連携を図る必要があります。

ひとりでも多くの子どもたちに、ボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、継続した支援をしていくことが課題です。

《活動目標》

学校生活の中でできるボランティア活動や福祉体験学習等の情報を学校側に発信し、積極的に活動をしていきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町内全小中学校への指定・実施				

3　災害時における支援体制

(1)災害ボランティアセンターの設置及び運営

《事業内容》

災害発生時には、町地域防災計画に基づき、町社協が災害ボランティアセンターを設置・運営します。

《現状と課題》

他県や県内で設置された災害ボランティアセンターへ職員の派遣を行うとともに、災害ボランティアセンター設置運営訓練を実施し、職員全体の習熟度の向上を図りました。不足している仕組みや資材を事業に反映し、災害対応力を高めることが必要です。

また、災害発生時にはさわやかセンターが福祉避難所として開設され、町社協にも協力が求められています。町の計画と町社協の計画の整合性・連携性について一層の協議が必要です。

《活動目標》

災害ボランティアセンター設置運営訓練を継続して開催することにより、災害発生時の初動対応、センター運営が円滑に進むように体制づくりを図ります。また、町の計画について町社協の役割の協議を行います。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施及び町との協議				

（2）地域の福祉活動支援

《事業内容》

行政区長、民生委員・児童委員、福祉サービス事業所との連携のもと、要支援者の安否確認と避難行動支援と避難所での支援を行っています。

《現状と課題》

災害発生時に直ちに要支援者の避難行動支援できる体制の確立が必要となりますが、町社協における支援体制の確立、利用者の安全確認や災害ボランティアセンター設置など災害時の活動等、限られた時間・人員の中で行う要支援者の把握や支援は地域の方の協力や町防災危機管理課や町社会福祉課等との連携と支援及び対象者の明確化が必要になってきます。

災害発生時に町社協が行うべき支援者への効率的な活動を行うため、町、関係機関との協議を行います。

《活動目標》

災害発生時の要支援者の支援体制を検討します。そのためには今後も引き続き区長会、民生委員児童委員協議会との連携が重要になります。また、行政関係機関との連携を図り活動します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援内容の協議及び支援体制の確立・改善				

基本目標2　生活支援及び在宅福祉サービスの充実・強化

1　総合的な相談支援体制の推進

(1)包括的な支援体制の強化

《事業内容》

身近な地域における生活上のあらゆる相談に対応するとともに、分野の垣根を超えた他機関が連携し、問題を早期に発見した上で、支援が必要な場合には途切れることなく迅速に関係する機関につないでいく支援体制を推進します。

《現状と課題》

町社協では地域包括支援センター、障害者基幹相談センター、成年後見サポートセンターと3つの相談機関を設置しています。その他に心配ごと相談を実施し、町における主要な相談拠点となっています。これらの相談機関がそれぞれ関係機関とネットワークを持ち活動していますが、それが有機的連携を図っていないことから、それぞれのネットワークを繋いでいく体制づくりが必要です。

《活動目標》

町社協内部での相談機関の連絡会議を定期的に開催し、情報を共有していくとともに、相談者のニーズに応え、行政と連携し必要なネットワークにより対応していくシステムを作り、実行していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
内部連絡会議の実施及びネットワークの構築と実行				

(2)心配ごと相談事業

《事業内容》

毎週水曜日の13時から16時まで(受付12時45分から15時30分)開設。受付順に4名の相談員が2名1組となり相談を実施しています。相談員は経験のある有識者で解決に向けてのアドバイスをし、必要に応じ専門機関を案内しています。また、法律的な助言の機会として、弁護士相談(毎月第1水曜日:毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)も実施しています。

「心配ごと相談」は間口が広く、来談しやすいのが特徴です。

《現状と課題》

相続に関する相談が増えており、それに伴う親族・家族・夫婦問題、金銭貸借の問題などの相談も多くなっています。町民が安心して暮らせるよう問題解決に向けての各機関窓口への迅速適確な案内対応が求められています。

《活動目標》

法律的な解釈をめぐる相談が増加していく一方、日常生活の中でどこに相談してよいのかわからないような悩みや不安を抱えている方も多いのが現状です。町社協で実施する無料の心配ごと相談は気軽に安心して利用できる場として、これからも多くの相談が見込まれますので、町と連携して相談体制を整えます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町との連携・実施				

2　権利擁護体制の推進

(1)成年後見サポートセンター事業

《事業内容》

地域の高齢者や障害者等の尊厳ある暮らしを守るため、成年後見制度の相談を受け、説明や利用支援等を行っています。

引き続き町社協が有する関係機関とのネットワークを活用し、成年後見制度の利用促進等、地域における権利擁護体制の連携・協働の場（プラットホーム）としての役割を積極的に担っていきます。

《現状と課題》

令和7年度はセンター開設初年度ということで周知ができておらず、必要な方まで情報が十分に届いていないと考えられます。また、権利擁護の考え方や成年後見制度そのものが身近に感じにくく、手続きの困難さもあり、全国的にも利用や相談を躊躇する傾向があると言われていることから相談しやすい環境づくりが課題です。

《活動目標》

認知症、知的障害、また精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題です。

本事業では、成年後見制度及び日常生活自立支援事業等の普及啓発や、相談支援・制度利用支援、ネットワーク連携機能を備えた権利擁護に関する総合的な相談の窓口としての体制整備を行います。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
成年後見サポートセンター事業の運営				

(2)日常生活自立支援事業

《事業内容》

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者などにより判断能力が不十分な方のうち、契約内容の理解、判断ができる方を対象に、町社協の専門員及び生活支援員が福祉サービスの利用援助や日常的なお金の出し入れなどの支援をします。

《現状と課題》

令和6年度と比較して利用者の人数は概ね横ばいで推移していますが、予定外の活動ニーズへの対応件数が増加傾向となっています。また新規の利用希望については、事業対象者となる方全てと契約に繋がっていますが、同時期に必要とされるケースが重なった場合など対応までに時間を要する場合が出てきています。

今後、対象者の増加に伴う利用希望者の増加が予想され、対応する人員が不足することが懸念されます。また契約以後、理解力や判断力が低下し、本事業から成年後見制度への移行が必要となる利用者が増加していますが、申し立てをする人の不在や手続きの煩雑さなどを理由に、円滑な移行が出来ていないことから移行へのサポートが必要です。

《活動目標》

利用希望者の生活環境や判断力に即した、個別性を尊重した対応を目指します。

成年後見サポートセンターと一体的に事業を実施することで、利用者が必要な権利擁護支援を切れ目なく、円滑に受けられるよう事業を実施していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
成年後見サポートセンターと一体的に実施				

3　低所得者等福祉事業の充実

(1)生活福祉資金事業

《事業内容》

低所得世帯、高齢者世帯、身体障害者世帯等に対しての自立更生を目的として茨城県社会福祉協議会(以下、「県社協」)を通じて、それぞれの目的に応じた資金を貸付しています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大により収入が減少した世帯への特例貸付(緊急小口・総合支援資金・再貸付)の償還が令和5年1月から始まり、生活状況の把握と支援が必要な方へのフォローアップを実施しています。

《現状と課題》

特例貸付においては、今後7年以上に渡り償還への対応が必要となるため、未応答者、償還免除者、6回以上償還滞納者等にフォローアップ案内を送付し、架電による生活状況の確認を行っていますが、反応がない方や生活状況が把握できない方も多く、対応に苦慮する現状があります。

本則貸付においては、相談内容の多様化・複雑化により、職員の専門職としてのスキルアップと関係機関との連携が不可欠です。

《活動目標》

特例貸付については借受人への架電等を通じて、生活状況を把握し、それぞれの生活課題に対してどの様な支援策があるか、関係機関等と連携を取りながら、支援に取り組んでいきます。

令和10年度以降、県社協を通じて貸付業務のデジタル化が予定されており、業務の効率化のもと、迅速に借受人の生活課題への支援ができるよう、活用を進めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
特例貸付償還への対応・相談体制のデジタル化に向けての整備				

(2)小口貸付資金事業

《事業内容》

阿見町に3か月以上居住する低所得世帯の要援護者と認められる方に、自立更生につながる支援策として3万円を上限に貸付をします。

（原則1世帯あたり1回限り、償還期間1年以内、無利子、民生委員意見書必要、連帯保証人必要）

《現状と課題》

生活保護受給開始までのつなぎ資金として貸付するケースへの対応が多く、生活保護担当課や民生委員との連携が必要であり、貸付後の生活指導や償還指導が重要です。

また、町社協の自主財源を原資として運用されており、限られた財源を真に必要な方へ支援していく必要がありますが、生活保護受給開始までのつなぎとしての貸付以外のケースについては、償還が滞る場合が多く、貸付の必要性と償還の見込みについての判断が課題です。

さらに滞納者においては、償還訪問等を続けていますが、案内や架電に際して反応しない方もいて、償還に対する意識づけをどの様にしていくかが長年の課題です。

《活動目標》

相談者の生活状況を見極め、真に必要な貸付につながるよう、職員の相談スキルの向上、相談体制の強化が必要であり、貸付後は償還が滞らないよう、関係機関や民生委員との連携のもと償還指導を継続します。

また、未償還者に対して実施している家庭訪問後も、定期的に生活状況を確認し、償還に向けての意識づけができるよう、支援を行っていきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
生活困窮世帯への食料品の提供事業と併せ実施				

（3）生活困窮世帯への食料品の提供

《事業内容》

善意銀行に寄せられた預託（寄付）金品を財源としてお米、缶詰、インスタント食品等を提供することで生活困窮世帯が貸付制度等の利用を回避できるよう支援しています。

《現状と課題》

生活保護開始までのつなぎとして提供するケースの他、近年の物価高により、ますます支援を必要とする世帯が増加している傾向です。フードバンクや県社協等を通じて、また企業等からもお米や缶詰などの食料品をいただいたことで、安定した提供ができました。

低所得世帯の世帯状況が逼迫する中、支援が必要な方に対して、食料を提供していきますが、今後も必要に応じて、速やかに対応ができるよう、関係機関と連携を取りながら、物品を確保することが不可欠です。

《活動目標》

貸付よりも利用による負担がない（返す負担が伴わない）食料品の提供を充実させることで、生活困窮者自立相談支援事業等の利用につながるよう関係機関との連携を継続していきます。また、物資の提供については町社協自らが購入する食品とあわせ、従来から支援を受けている町の防災備蓄品も加え、引き続き連携を強化していきます。また、物資の確保については、社会情勢を見ながら予測を立て購入を進めることで、必要な方への支援に結びつくよう実施します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
生活福祉資金・小口貸付資金の相談と合わせた実施				

（4）歳末援護金

《事業内容》

歳末たすけあい募金を財源として、新たな年を迎える時期に、在宅で生活困窮のために支援を必要としている世帯からの自己申請を受け、配分対象となる世帯要件を満たした場合に、指定口座への振り込みにより配分するものです。

《現状と課題》

民生委員による調査と配付の方法を見直し、令和5年度より自己申請方式を導入しました。

役場関係各課の協力を得られたことで、申請者の世帯・課税状況の確認が可能となり、対象の可否決定に沿って、真に支援が必要な世帯に対しての支援につながりました。

《活動目標》

今後も近隣市町村の実施状況を把握し、支給金額の検討を継続します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
近隣市町村の実施状況把握・支給金額検討				

4　高齢者福祉事業の充実

(1)長寿福祉計画・介護保険事業計画に合わせた事業の推進

《事業内容》

高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもちながら自立した生活を営むことができるように、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護保険サービスのみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて各関係機関との連携を図ります。

《現状と課題》

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが中心となり、介護保険事業、地域福祉事業、その他関係機関と連携しながら介護サービス、福祉サービスの充実、住民活動の促進、地域づくりに取り組んできました。今後、ひとり暮らし高齢者や高齢世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから住民のニーズはますます複雑化・複合化していくことが予測されます。それらのニーズに対応していくための方策を検討し、実行していくことが必要です。

《活動目標》

「阿見町長寿福祉計画・介護保険事業計画」の重点施策の達成に向けて高齢者の社会参加、介護予防の推進、地域で支え合う仕組みづくり、自立支援・重度化防止に向けた支援等に町社協全体で取り組みます。

また、地域で不足している社会資源や民間事業所が参入し難いサービスについて実態を把握し、町と連携し新たなサービスの創造や地域支え合いの活動などに取り組みます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
活動目標に合せながら町高齢福祉課と連携を図り事業を実施				

(2)敬老会事業

《事業内容》

行政区主催の敬老会開催(行政区からの申請による)を支援し、敬老会表彰者には、町からの表彰者記念品を行政区を通じて贈呈しています。

《現状と課題》

令和7年度の敬老対象者(75歳以上)数は8,318名となっており、年々増加をしています。

行政区主催敬老会の開催率は54%、参加率は23%という状況です。

今後の事業の方向性について、町が中心となり関係機関との協議を行い、検討することが必要です。

《活動目標》

町や関係機関と十分な検討を行い、方向性を確認しながら実施していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
関係機関との調整・課題検討・実施				

(3)給食サービス事業

《事業内容》

在宅の概ね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等に対して、調理・配送・訪問ボランティアが月2回、無料のお弁当を提供し、安否確認を兼ねたふれあい型のサービスとなっています。栄養バランスを考慮したメニューは町社協の栄養士が作成しています。

《現状と課題》

利用者は微増傾向にあり、配送ボランティア1人あたり平均5件となっています。負担の軽減や安全に活動してもらえるよう、配送ボランティアの増加が必要です。

ボランティアを中心としたふれあい型のサービスであるため、現在活動中の方々が継続しやすい環境を整える必要があります。

町内5か所の小学校の児童がボランティア活動として作成してくれた「掛け紙」をかけていることから高齢者に大変喜ばれており、ふれあいや安否確認目的のほか、ボランティアの活動の場にもなっていることから、継続していきたい事業です。

《活動目標》

積極的な周知等によるボランティア数の増加により、継続して事業を実施できるよう体制強化に努めます。

ふれあいや安否確認が必要な方が利用できるよう、民生委員や関係機関との連携に努めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町との連携・実施			見直し	町との連携・実施

（4）ふれあい電話訪問事業

《事業内容》

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者に電話訪問員が電話を掛け、安否確認や孤独感の解消のため傾聴しながら話し相手になり、必要に応じて関係機関につなぎます。

《現状と課題》

町で実施している高齢者みまもりサービスと「65歳以上ひとり暮らし」の部分について利用要件が重なっていますが、それぞれの事業の役割を明確化しすみ分けを行うことで、真に必要なサービスとなるよう実施していくことが必要です。

ふれあい電話については、対象者と電話訪問員との「会話におけるふれあい」を特色とすることで、利用者の安心・安全な暮らしにつながる一助としての役割を果たせるよう実施します。

《活動目標》

安否確認・孤独感の軽減につながる事業で、長年ボランティアが携わり実施されている阿見町からの受託事業です。今後も町との連携に努めながら実施します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町との連携・実施				

(5)地域包括支援センター事業

《事業内容》

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援しています。

◎総合相談事業

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け、適切な機関や制度等の社会資源、センター内の他事業へつなげていきます。

◎介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2の方や事業対象者(チェックリスト該当者)を対象にした支援をしています。

◎包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個別のケアマネジメント支援や他機関と連携し関係を構築することで支援体制の環境を整えていきます。

◎権利擁護事業

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待等への対応、消費者被害の防止などに取り組みます。

上記、4つの事業を軸に高齢者を対象としたワンストップの相談窓口として、安心して生活できるよう伴走支援に努めています。

《現状と課題》

時代の変化とともに高齢者をとりまく環境も変化しており、地域包括支援センターに寄せられる相談も認知症に関するものや身寄りがない方、8050問題、孤立や孤独、困窮など多岐にわたっています。また、1つの世帯に複数の問題を抱える対象者が存在していることも多く、世帯全体に包括的な支援が必要とされていることから、センター単独の支援だけでなく様々な分野の関係機関と連携していくことが求められており、スムーズな相談体系を築くことが課題となります。

《活動目標》

複雑化した生活課題に対応するためには、職員一人ひとりの専門性を高めるとともに、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種でのチームアプローチを基本に法人内の他部門(基幹相談支援センターや成年後見サポートセンターなど)と協力して横断的な支援に努めます。

また、定期的に介護保険制度が改正されますが、町担当課とともに動向に注視し、迅速に対応を心掛け、住民の暮らしを守る包括的な支援の実現を目指していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
国の動向確認 町との情報共有	(国)制度の改正		国の動向確認 町との情報共有	(国)制度の改正
事業実施				

(6)在宅福祉有償サービス事業

《事業内容》

住民の参加と協力により、概ね65歳以上の高齢者で日常生活を営む上で障害のある世帯などに、簡単な家事の手伝いをする会員登録制の有料の在宅サービスを行っています。

《現状と課題》

公的なサービス利用開始までのつなぎ支援などで利用される方が増えている一方で、長時間の活動や排泄等の身体介助はできないため、対応できる内容には限りがあります。

利用者が望むサービスは多様化していますが、協力会員の数が限られている中、負担の大きさの不安から活動できる人が少ないことが課題です。

《活動目標》

地域住民の参加と協力による支援の一つであるため活動内容やサポート体制の見直し等、安心して活動できる環境を整え、体制の充実を目指します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施				

(7)生活援助型食事サービス事業

《事業内容》

阿見町に居住する65歳以上の方で配偶者以外の同居の家族がいない方、虚弱高齢者または心身障害により自ら調理することが困難な方に対して、栄養バランスのとれた調理済みの食事をその居宅へ提供することにより、高齢者・障害者等の自立した生活を支援するとともに安否の確認を行っています。調理・配送については業者へ委託し、利用状況や安否確認については連携を取りながら実施しています。

《現状と課題》

普通食や特別食(カロリー食・減塩食・低たんぱく食等)への対応ができることで、利用者の要望に即した食事内容を提供することができています。また、外出が難しい利用者の数は増加の傾向にあります。

食事の提供とともに、見守り・安否確認が本サービスの主軸であることから、利用者の様子や変化について、弁当業者の他、ご家族や地域の民生委員、その他関係機関と連携を取ります。

《活動目標》

食事の提供を通して自立した生活を支援するために、関係機関と連携を取り実施します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業の実施、関係機関との連携の強化				

(8)訪問介護事業

《事業内容》

要介護、要支援者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活が営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の介助、その他生活全般にわたる援助を行っています。

《現状と課題》

令和6年度の介護報酬改定による訪問介護事業の単位数引き下げにより、経営の悪化が深刻化しています。安定した事業運営の健全化を目指し、中期的なシミュレーションを行い事業の方向性の検討を含めた経営改善が必要となっています。

《活動目標》

利用ニーズに対して有効的かつ効果的なサービスを提供しながら、支援困難なケース（低所得、身寄りなし、他者を受け入れず孤立するケース等）に対応します。

また、地域包括支援センターや他の機関と連携するとともに、諸制度を活用して総合的に支援を実施します。

併せて、令和9年度の介護報酬改定を基に、事業の方向性（継続・縮小・廃止）を検討します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業実施	事業の検討	検討後の内容に合わせた事業を実施		

(9)通所型サービスA事業(ミニデイサービス)

《事業内容》

介護保険の指定事業所として、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の事業対象者及び要支援者に対し、生きがいを持ち健康で自立した日常生活を営むための支援を行い、要介護状態になることを予防するための事業を行います。

《現状と課題》

令和6年度より週5日から週3日へ運営日数を変更しましたが、1日あたり平均利用者数は大幅に増加、利用延べ人数は令和5年度1,505人に対し令和6年度1,441人と微減にとどまり、令和7年度は令和6年度よりも増加傾向にあります。これは、通所型サービスAへの民間事業所の参入が少ない状況の中、要支援者等の介護予防推進に向けた地域の重要な受け皿となっていることを示しています。また、運営日数の変更により職員の効率的な配置が可能となり、柔軟な支援体制を整えることができるようになりました。

しかし、報酬単価が低く設定されているため、運営効率の向上だけでは、事業単体としての採算を取ることができないといった課題があります。今後も効果的な介護予防に資するような事業内容を維持しつつ、自立した経営を行うため事業の在り方について検討していくことが必要です。

《活動目標》

引き続き、想定される利用者像にあったサービス内容の設定、適切な人員配置、効果的な介護予防サービスを提供するための専門職の活用等について、定期的に経営会議を開催し、効果的で効率的な自立した経営を行うとともに、今後の事業の在り方について検討を進めます。

その上で、利用者の主体性を尊重し自助活動につながるよう支援するとともに、介護予防を必要としている多くの人が利用できる環境づくりに努めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
体制見直し	事業の検討	検討後の内容に合わせた事業を実施		

5　障害者福祉事業の充実

(1)阿見町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に合わせた事業の推進

《事業内容》

計画の基本理念である「すべての障害者が、地域の一員として社会参加をすることにより、住み慣れた地域の中で安心して生活できるまち　阿見」の実現に向け、計画に合わせた事業の推進を図り、町社協として障害者福祉事業を展開しています。

《現状と課題》

障害者を取り巻く家庭環境の複雑化、ニーズの多様化、8050問題等、包括的支援の必要性が高まる中、関係機関と連携しながら、基幹相談支援センターや成年後見サポートセンター、日常生活自立支援事業、障害福祉サービス事業を運営し、障害福祉の充実を図っています。

親亡き後の地域生活において、権利擁護は必要不可欠であるため、今後、高齢化とともに障害者の地域生活への移行が進むことを見据えて、相談支援及び権利擁護等にかかわる制度を広く周知する取り組みが必要です。

また、障害者に寄り添った、切れ目のない支援を提供する包括的な仕組みを構築する必要があります。

《活動目標》

町社会福祉課や関係機関と連携しながら、相談支援及び権利擁護等を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組みます。

また、障害者に対し、必要な情報の提供、相談等を行う伴走型の相談体制の充実を図ります。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
関係機関と連携を図り事業を実施				事業の見直し 次期計画準備

(2)障害者居宅介護事業

《事業内容》

障害者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において入浴、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行っています。

また、利用することで、利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持、家族の介護負担の軽減等を図っています。

《現状と課題》

通年、精神保健福祉手帳所持者の利用が多くなっています。

訪問介護事業と同様に、事業経営の悪化が深刻化しています。安定した事業運営の健全化を目指し、中期的なシミュレーションを行い事業の方向性の検討を含めた経営改善が必要となっています。

《活動目標》

精神保健福祉手帳所持者の利用の増加傾向や身体介護の重度化、高齢化などの複合的な利用ニーズに対して、相談支援専門員と連携しながら有効的かつ効果的なサービスを提供します。

また、令和9年度の障害福祉サービス等報酬改定時に、事業の方向性(継続・縮小・廃止)を検討します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業実施	事業の検討	検討後の内容に合わせた事業を実施		

(3)障害者移動支援事業

《事業内容》

障害者における社会参加の促進を目的に、外出時の移動を支援します。

《現状と課題》

利用の相談や受付は希ですが、依頼があった場合に対応できる体制を整えています。

《活動目標》

必要時の受け皿として、ヘルパーの受け入れ体制の確保を継続していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
緊急受け入れ時の体制継続	事業の見直し			

(4)障害者支援センター事業(生活介護)

《事業内容》

常に介護を必要とする障害者に対して、デイ部門と作業部門に分かれて、通所方式にて、食事、排せつなどの介助を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。作業部門では受注作業等を通して作業訓練と働く場を提供します。

《現状と課題》

今まで生活介護と就労継続支援B型の多機能型として運営していましたが、令和8年度から統廃合し、働く場の要素も併せ持った生活介護として事業運営することになりました。

統廃合によって、職員を効率的に配置できるようになり、利用者の状況に合わせた柔軟な支援体制の構築が可能となります。

生活介護の利用者の中には、痰吸引、経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする方が含まれ、今後もそのような利用者が増えることが予想されます。医療的ケアのニーズに対応できる体制の維持が必要となります。

《活動目標》

多種多様な障害を持った利用者一人ひとりの状態に応じて活動内容を選択できる支援体制を整備し、柔軟なサービス提供に努めます。

デイ部門では医療的ケアへのニーズに対応できる体制の維持、強化に努め、マニュアルを整備していきます。作業部門では作業訓練のサポート、生活支援をバランスよく提供し、意欲の向上を図ります。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業体制の 見直し・実施	見直し後の体制に合わせた事業を実施			

(5)日中一時支援事業

《事業内容》

支援者、介護者の都合などにより障害者及び障害児を一時的に支援、介護できなくなった場合に一時預かりを行います。

《現状と課題》

一時預かりの体制を整えていますが、事業実績がないのが現状です。障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する方が増加傾向にある中で、日中一時支援のニーズの把握及び事業についての周知が必要です。

《活動目標》

日中活動の場の確保及び地域生活を促進していく上で必要な事業であるので、町社会福祉課、相談支援事業所及び基幹相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、ニーズの把握に努め事業を進めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
活動目標に合わせながら事業を実施				事業の見直し 次期計画準備

（6）基幹相談支援センター事業

《事業内容》

障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における中核的な役割を担う機関として、総合的かつ専門的な相談支援を行います。（基幹相談支援センター）

障害のある方が障害福祉サービスを利用する前に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。（特定相談支援事業）

障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。（障害児相談支援事業）

《現状と課題》

令和6年4月から、「総合的・専門的な相談支援」、「地域の相談支援体制の強化」、「地域移行・地域定着の促進」、「権利擁護・虐待防止」を大きな柱として、事業を実施しております。

様々な福祉ニーズに対して、障害者に寄り添った切れ目のない支援を提供するためには、相談支援体制や地域生活への移行、権利擁護等に係る制度を広く周知する必要があります。

また、地域の社会資源を有効活用し、障害特性に応じた支援をするためには、多種多様な関係機関との包括的な連携も必要となります。

《活動目標》

障害のある方またそのご家族に対し、必要な情報の提供、必要な支援を受けることができるよう伴走型の相談支援に取り組みます。

また、町や地域生活支援拠点施設、他の相談支援事業所や地域包括支援センター等との連携を図りながらネットワークを構築し、障害福祉の充実に努めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
関係機関と連携を図り事業を実施				事業の見直し 次期計画準備

（7）在宅障害児・者レクリエーション（なかよし広場）

《事業内容》

在宅の障害者を対象に、保護者とともに楽しく過ごしていただくことや保護者同士の親睦や交流の機会を設けるため、日帰りレクリエーションを実施しています。

《現状と課題》

低年齢の参加者も増え、参加者の年齢層が広がったことで、より多くの方々が交流できる事業となりました。また、ご家族だけでは行くことが難しかった方面への企画も取り入れることができ、保護者同士の交流も貴重な時間になっています。

《活動目標》

参加者の方々で親睦を深められる楽しい場所で実施し、1人でも多くの方に参加してもらえるような事業にしていきます。

また、善意銀行主催の事業であるため、実施内容を広報紙やホームページ、さわやかフェアなどの機会に周知し、寄付金が増加することで安定した財源確保を目指します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施（運営委員会での検討）				

6 児童福祉事業の充実

(1)歳末ふれあい交流会

《事業内容》

毎年12月に、町内在住の小学生以下の子どもとその保護者を対象に、親子で一緒に体験できる(工作やボランティア体験等)催事を中心にふれあいの場を設け、地域をあげて子どもを育む機会となることを目的としています。

《現状と課題》

参加申込者が増加しているため、定員を300名から350名に拡大しました。ステージショーや、子どもにもできるボランティア活動、親子で一緒に体験できる工作など、子どもの興味につながるような内容で実施しています。

早朝開催のためオープニングイベントの参加率が低いところが課題でしたが、子どもの参加しやすい午後に開催時間を変更し、オープニングイベントの参加率は増加しています。

福祉を身近に感じてもらうことができるよう、赤い羽根共同募金やファミリーサポート、福祉用具展示コーナーを設けています。

今後も認知度を高め、若い世代に町社協に関心をもってもらうことが課題です。

《活動目標》

親子でふれ合うことができ、より多くの方に参加してもらえるような催事を企画します。

町社協の認知度を高め、関心を持ってもらうことができるよう、町社協で実施している事業の周知を継続します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施				

(2)ファミリーサポートセンター事業(子育て支援)

《事業内容》

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、社会参加を支援するため、「たすけあいの心」を持った地域の人々の協力による会員方式の有料の福祉サービスを行います。

《現状と課題》

協力会員が少ない中、新規依頼を受けにくい状況があります。また、長時間・休日・早朝・夜間の活動ができる会員も不足しており、今後は協力会員を増やすことが大きな課題です。

《活動目標》

多様化するニーズに対応できるよう町おやこ支援課、町こども未来課等子育ての関係各所と連携を取りながら活動の範囲や内容を明確にするなど支援体制を強化していきます。また、定期的に研修会等を開催し、活動に伴う協力会員の不安や疑問を解消できるようサポートしていきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施				

（3）福祉に関する作文の募集

《事業内容》

町内の小・中学生を対象に各学校をとおして作文の募集を行うことで、福祉への関心と社会連帯の意識を高め、思いやりや助け合う心が培われる事を願って実施しています。

《現状と課題》

平成28年度より福祉的要素の評価を取り入れるため、募集要項の見直し、審査基準の作成、また様々な分野より審査員を選考したことで、より充実した審査会の実施につながりました。

令和2年度より学校側の取りまとめの負担等を考慮し、募集要項の見直しを行い「自由応募方式」に変更したことで、児童・生徒の福祉への関心を高める機会を維持することができました。

《活動目標》

入賞者の表彰を社会福祉大会で実施しており、最優秀賞受賞者による作文発表を取り入れることで、児童生徒の福祉への関心を高め、参加者も福祉啓発の重要性を認識することができました。

今後も教育委員会指導室や学校との連携を図りながら、より良い作品の評価につなげていけるよう審査を行い、児童・生徒の福祉への関心が向上するよう実施します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
学校側の負担を考慮しながら、継続して実施				

（4）小・中学校入学祝金支給

《事業内容》

小・中学校に入学する次の対象者へ、祝福と保護者の経済的負担軽減を目的に祝金を支給しています。

◎小学校：要保護世帯、準要保護世帯、準要保護世帯に準ずる世帯、児童扶養手当または就学援助を受給しているひとり親世帯もしくは両親のない子の世帯。

※小学校入学祝い品ランドセル贈呈事業（町実施）の開始以降は、児童扶養手当または就学援助を受給していることを要件に加え、低所得世帯への支援に変更しています。

◎中学校：要保護世帯、準要保護世帯、準要保護世帯に準ずる世帯、児童扶養手当または就学援助を受給しているひとり親世帯もしくは両親のない子の世帯。

※中学校新入学生入学祝い品支給事業（町実施）の開始以降は、児童扶養手当または就学援助を受給していることを要件に加え、低所得世帯への支援に変更しています。

《現状と課題》

令和4年度までは窓口による現金支給でしたが、申請者の負担軽減・リスク軽減を目的に銀行口座への振込に変更しました。また、従来までは窓口でのみ申請書を配布していましたが、ホームページからも申請書をダウンロードできるようにし、申請者の負担軽減を図りました。

広報紙や学校等でのチラシ配布、ホームページで周知を行っていますが、対象者への個別案内ができないため、もれなく周知することが課題です。

《活動目標》

子どもたちの新たな生活にむけて、継続した支援ができるよう、財源確保を含めた検討をします。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施			見直し	実施

(5)要支援世帯児童・生徒への学校援護金の活用

《事業内容》

町社協善意銀行に寄せられる町民の皆さんの温かい心による預託(寄付)金を財源として、善意銀行運営委員会の配分計画に基づき、学校援護金として町内の各小・中学校に在学する要支援世帯の児童・生徒の教育援護を目的として配分をおこなっています。

《現状と課題》

経済的に困窮し生活保護制度や就学援助制度による公的支援を受けている世帯や、それ以外の世帯においては、児童・生徒や家族が抱える複合的な課題への対応が必要なケースもあり、学校援護金による支援の必要性の判断については、学校との連携がとても重要です。

《活動目標》

子どもが安心して学校生活を送れる配慮となるよう、学校や関係機関と緊密な連携のもと学校援護金の有効活用に努めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
学校との緊密な連携・有効活用				

基本目標3 社協の基盤整備

1 組織体制の充実・強化

(1)DX を活用した事務事業の効率性と機能性の向上

《事業内容》

DXを進めることにより組織・業務の変革、職員の意識改革を進め業務の効率性の向上を図り、超過勤務の縮減や労働に対する負担を軽減し、効率性と機能性を高めるとともに、ワークライフバランスの実現を目指します。

《現状と課題》

令和6年度に勤怠管理システムを導入し労務管理の効率化を図りました。同じく令和6年度にグループウェアを導入し、職員のスケジュールの見える化、情報・連絡の効率化を図ったところです。

今後、事務事業の洗い出しなどを行い、事務事業の見える化を図る必要があります。

《活動目標》

グループウェアを活用した事務事業の効率化を図れるものを検討していくとともに、事務事業内容を精査し、より効率化が図れるものの検証及び新たなシステムの導入やノーコードツールを活用した事務システムの構築など検討し、実施していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事務事業の見える化	業務効率化の検討・実施			

（2）防災対応力と事業継続計画（BCP）の運用能力の向上

《事業内容》

台風や地震等などにより、災害が発生した場合おいて災害ボランティアセンターを設置・運営していくとともに、並行して必要な福祉サービスを可能な限り提供するため事業継続計画（BCP）を発動し、町民が災害発生時はもとより感染症が広域的蔓延した場合においても安心してサービスが受けられるよう、職員の意識向上と知識・技術の習熟を図る訓練等を実施していきます。

また、災害時における他法人・専門職機関等との広域連携（相互協力）については、引き続き検討してまいります。

《現状と課題》

台風や地震など自然災害が発生した場合において災害ボランティアセンターを設置し運営していきますが、合わせて必要な福祉サービスを提供していくため事業継続計画（BCP）を発動し、福祉サービスの提供と同時並行に緊急防災対応を行っていくこととなります。この2つを円滑に同時並行に進めていくためには、机上訓練による内容把握と課題の洗い出し、実地訓練による習熟を図る必要があります。

《活動目標》

自然災害に対応した災害ボランティアセンター設置運営訓練を継続して実施し習熟に努めるとともに、災害ボランティアセンター、事業継続計画に基づく福祉サービスの提供など一体的な机上訓練を実施し業務の流れの点検、課題の洗い出しを行います。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
災害ボランティアセンター運営訓練・災害に対する一体的机上訓練の実施				

(3)コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する体制整備

《事業内容》

規程や行動規範の整備・見直し、内部通報窓口や相談窓口の設置、職員への研修などコンプライアンス体制を整備するとともに、町社協を取り巻くリスクを整理し、顕在化させ影響の度合いを計り、対応策の検討等準備・体制づくりを行います。

《現状と課題》

ハラスメントについては体制の整備などは行いましたが、コンプライアンス全体及びリスクマネジメントについては手つかずであることから、早急に対応していく必要があります。

《活動目標》

他社協のコンプライアンス整備体制を調査し、規定等の整備、職員への研修などコンプライアンス体制を整備します。また、町社協を取り巻くリスクを整理し対応策を検討します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
コンプライアンス体制の整備、リスク整理と対応策の検討				

2　人材の確保・育成と働きやすい職場づくり

(1)人材育成基本方針の見直し

《事業内容》

令和5年3月に策定した人材育成基本方針を評価するとともに、目指すべき職員像、人材育成方針等を見直し、新たな人材育成方針の下、人事評価、職員研修の充実により職員の職務遂行能力を高め、資質の向上を図るとともに、職場環境の改善や資格取得支援、キャリアデザインの促進に取り組みます。

《現状と課題》

現在、人材育成方針は令和5年3月に策定しましたが、より流れの強くなったデジタル化と効率化など町社協を取り巻く環境は刻一刻変わっていき、5年間をもって一つの区切りとして評価及び見直しが必要です。

《活動目標》

策定から5年を経過した令和11年度に人材育成基本方針を評価し、その時点における社会状況や時勢に応じた目指すべき社協職員像を再設定するとともに、人材育成方法、職場環境改善等を再策定します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
方針に基づく人材の育成			現行人材育成基本方針の評価･見直し	新方針による人材の育成

（2）人事評価制度の導入

《事業内容》

明確な組織目標の下、目標管理制度（MBO）による業績評価、能力評価を実行し、職員を適切に評価し、公正な処遇を実施することにより、職員のモチベーションを高め、能力開発に活かし人材育成につなげていきます。

《現状と課題》

令和6年度より試行を始めた目標管理制度による評価制度は、組織目標の設定、個人目標の設定、面談、期末評価など一連の流れを行い、目標達成に向けてマネジメント能力の育成を行ってきましたが、そのプロセスや業務遂行能力の向上に対する取り組みについては評価対象外となっていることから、評価のバランスとして、業績評価と併せて能力評価も行う、人事評価制度を実施すべく準備を始めています。

《活動目標》

令和8年度より人事評価制度を試行により実施し、令和11年度より本格的運用を始めます。
この間に人事評価制度による各種制度を整えます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
試行の実施と制度準備			本格実施	

（3）職員研修計画の策定

《事業内容》

業務遂行能力を高めるための専門的研修、社会人基礎力を高める階層別研修及び自己啓発について体系化した研修計画を策定し、これにより職員研修を実施し、人材育成を図ります。

《現状と課題》

各係において業務遂行上必要な研修に職員を派遣していますが、階層別研修は実行されておらず、必要性は認めながらも研修計画は策定されていません。資格取得のための自己啓発は支援等積極的ではないが、奨励はされています。

《活動目標》

全国・県社協での講座項目、各種講座案内等によって講座を調査するとともに、各係において職員を派遣している講座について調査を行います。調査後、町社協における階層別に研修内容を検討し、これを体系的に取りまとめ計画を策定し、町との協議後実行していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
各種調査・検討	計画策定・協議	計画に基づく研修の実施		

（4）人材確保及び職員体制に関する基本方針の策定

《事業内容》

将来の社協の在り方を見据え、専門職の確保策を含めた人材確保策、組織体制を見据えた職員配置体制に関する基本的方針を策定します。

《現状と課題》

退職による職員補充や新たな事業実施により、必要な資格を持った人材を確保しようとしますが、応募が少ないかまったく無く、非常に確保することが難しい状況です。また、将来の町社協の在り方を見据えた職員体制とそれを踏まえた人材確保について、財務状況を踏まえた中長期的視野に立って考えていくことが難しい状況です。

《活動目標》

中長期的視点に立ち、今後町社協が担っていく業務内容や業務量より職員体制や、それに伴う人材確保策を検討し、中期財政計画を参照しながら基本方針を策定します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人材確保策・職員体制に関する基本方針の策定準備及び策定				

(5)資格取得の推進

《事業内容》

地域における様々な生活課題に対応するため、総合的な相談支援体制の充実が求められており、そのためには、より高度なスキルや質の高い支援が求められています。

職員のさらなる資質向上を図るため、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、主任介護支援専門員等の資格取得に努め、町社協の強みを活かします。

《現状と課題》

資格取得は推奨されてはいますが資格取得に対する支援策は検討中であり、財務状況が厳しいこともあり、まだ、実行されていません。資格保持者の採用が困難な状況にあることから、資格取得を奨励し、専門職を確保していくことが必要な状況にあります。

《活動目標》

支援策の制度設計を行い、人材確保状況や財務状況を照らし合わせ、実行に移行していきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
支援策の制度設計	支援策の実行			

(6)ハラスメント対策

《事業内容》

職場におけるハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為であるとともに、職員が能力を十分に発揮することを妨げるものです。また、法人にとっても、職場秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

職場におけるカスハラ、パワハラ、セクハラ等あらゆるハラスメントのない働きやすい職場づくりを目指し、職員のハラスメントに関する意識の向上、相談体制の充実を図ります。

《現状と課題》

職場のハラスメントをなくしていくためには、事業主の取り組みだけでなく、職員もハラスメント問題に関する正しい理解と関心を深めることが重要です。 多様化するハラスメントについて定期的に研修を行い、ハラスメント行為の具体例やそれが与える影響について学び、安心して相談できる環境を整え、心理的安全性の高い職場を築くことが課題です。

《活動目標》

ハラスメントに対する事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談体制の整備・周知、発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置を講じます。また、職場内でのあらゆるハラスメントを防止し、誰もが働きやすい環境にするために必要な知識を学ぶ研修を実施します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
ハラスメント防止対策の周知・啓発	ハラスメントに関する職員研修の実施			

(7)ワークライフバランスの実現

《事業内容》

ワークライフバランスとは「仕事と生活の調和」を目指すことで、充実させることで人材の定着率や職員自身の能力、生産性などの向上が期待できるとされています。多様なライフスタイルに応じて、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができるワークライフバランスを実現できる環境整備に取り組みます。

《現状と課題》

心身の健康は、職員が持続的に活躍するうえで欠かせない要素です。ワークライフバランスが整えば、長時間労働やストレスの蓄積を防ぎ、健康的に働ける環境づくりが可能になります。ワークライフバランスを法人内で実現するために、制度の整備だけでなく、組織全体の意識や行動を変えていくことが課題です。

《活動目標》

職員の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の是正や育児・介護休業・年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等を実施します。また、法人と職員が協調して生産性の向上(業務効率化や質の向上を通じて、より多くの利用者に質の高いサービスを提供すること)に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革と併せ、働き方の改革に取り組みます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
育児・介護休業等の利用促進・業務の効率化による超過勤務の縮減等				

3 財政基盤の強化

(1)中期財政計画の策定

《事業内容》

事業を安定的に継続させると共に、環境の変化に対応し、地域の福祉ニーズに応じたサービスを展開していくためには法人として安定した財政基盤の確立が不可欠です。

そのため中期的に財務状況を見通す必要があることから、向こう3年程度の収益及び職員体制を見通した中期財政計画を策定し、財務指標と照らし合わせ法人経営の指針のひとつとしていきます。なお、中期財政計画は毎年見直しを行います。

《現状と課題》

自主事業が赤字となっていますが、これが要因となって収益性をみる財務指標がマイナスとなっており、数年かけて黒字化していくプロセスを進めているところです。こうした経営基盤を揺がす状況を早期に把握し、改善策を講じていくためにも職員体制の基本方針と連動させた中期財政計画を策定していくことが必要です。

《活動目標》

令和8年度に策定方針を作成し、それに基づき令和9年度より毎年中期財政計画を策定し、財務指標と照らし合わせ、課題を整理していきます。課題整理後、予算編成に反映させていきます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
策定方針の作成	計画策定			

(2)社協会員募集の強化

《事業内容》

町民一人ひとりの参加、協力、支持によって地域福祉を推進するため、全町民を対象とした会員制度を実施しています。毎年7月1日～31日を募集強化月間とし、一般会員、特別会員、法人会員の三種類に分けて会員を募集します。社協会費は、地域福祉活動を展開していくための貴重な財源となります。

《現状と課題》

福祉推進員の協力を得て会員の募集を行い、法人事業所訪問により法人会員の募集をするなど、自主財源の確保に努めていますが、会費の減少傾向が課題です。社協会費は、町社協が地域福祉活動を進めていくための根幹となる貴重な財源であるとともに、地域で暮らす町民、企業や団体が地域福祉活動に参加していただく方法の一つです。更なる地域福祉への関心や町社協の事業・活動への参加意識の向上により、会員加入を広げることが必要です。

《活動目標》

町社協が税額控除対象法人の適用を受けていることを、広報紙やホームページ等を通じて町民に広く周知するとともに、社協会費収入の拡大により、新たな福祉課題に対応する事業の財源として活用できるよう、社協の公益性や存在意義を町民や社会に示していきます。

特に法人会員募集においては、町社協の活動に賛同いただけるよう、職員が直接企業に訪問して丁寧に説明を行い、新規加入件数年間5件を目指します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業実施:法人会員新規加入:目標年 5 件				
活動の見直し、変更・実施				

（3）共同募金（赤い羽根・歳末たすけあい）運動への協力

《事業内容》

阿見町共同募金委員会として毎年一回、厚生労働大臣の定める期間内に「一般募金」「歳末たすけあい募金」運動を実施し、「戸別募金」をはじめ「法人募金」「学校募金」「職域募金」「街頭募金」など様々な手法にて寄付金を募り、町内の地域福祉の推進を図っています。

《現状と課題》

戸別募金を基本の活動としながら、卓上募金・街頭募金の新規開拓、訪問を通しての法人募金依頼、新たなイベント募金の実施など募金手法の見直しを行い、共同募金運動の活性化に努めています。

また、地域の福祉活動に取り組む町内の社会福祉法人及びNPO等の団体を支援するため、引き続き申請方式の助成事業を実施しています。

しかし一方で、全国的にも募金額が年々減少傾向にあり、また共同募金の助成によって行われている事業の認知度も低く、共同募金が果たす役割をより分かりやすく示し、共同募金運動においてより多くの町民の理解と共感が得られる取り組みが課題です。

《活動目標》

広報紙やホームページ、SNSや赤い羽根データベース「はねっと」を通じて、共同募金の目的や使途を町民や寄付者に分かりやすく明示し、「見える募金」「見える助成」に向けて積極的な広報活動を展開します。

また、今後も募金手法の見直しを図り、募金運動に携わる多くの募金ボランティアの方々の活動しやすい環境を整えるとともに、様々な募金手法により寄付文化を育み、町民が相互に支え合う「じぶんの町を良くするしくみ。」を推進します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
募金目標額:計画した事業の予算額				
目標・活動内容の見直し、変更後の活動実施				

（4）愛の募金箱設置

《事業内容》

町内の公共施設、商店、事業所等に町社協パンフレットの入る募金箱を設置し、多くの方々に協力をいただくことによって、福祉事業充実のための財源を確保し、併せて、町社協のPRを行っています。

《現状と課題》

令和6年度末現在、34の事業所に募金箱が設置されており、事業内容を記載したステッカーを貼付したことで、一定のPR効果はありましたが、十分とはいえません。

現在、通年での募金箱設置を基本としていますが、期間限定での設置など柔軟な対応をし、協力しやすい環境をつくることは今後の課題です。

《活動目標》

募金がどのような使われ方をしているのか、どのような効果があったのか具体的にわかるような広報をし、募金箱設置事業者へは、どのような社会貢献につながっているかを伝えられるようにすることで、安定した善意銀行事業を展開できるようにしていきます。また募金箱を新規設置してもらえるよう事業所や店舗への周知を強化します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
設置依頼継続・新規設置事業所依頼				

(5)各種助成金の活用

《事業内容》

車両関係の助成をはじめ、各種助成の申請を行い、積極的に活用しています。

《現状と課題》

令和5年度に車両整備事業の助成を受け、老朽化した車両の入替を行いました。また、原油高騰・物価高騰に伴う支援金についても助成を受けるなど、申請に努めました。

今後も社協会費・共同募金の収入減少が見込まれる中で、多様化する福祉ニーズに対応していくために、様々な助成申請を行います。

《活動目標》

資金面での負担を軽減するとともに、安定的な経営を目的として今後も積極的に助成金を活用し、自主財源の確保に努めます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施				

4　広報・啓発活動の充実

(1)ホームページ・SNSによる広報

《事業内容》

ホームページを作成し、町社協が取り組んでいる事業活動の紹介や報告、最新情報を発信すると共に催事の案内をするなど、町民へ福祉の情報提供を行っています。

《現状と課題》

ホームページにおける「最新情報」への掲載にて、スピーディーに対応し、掲載内容の拡充に努めています。また、社会福祉法人の公益性を踏まえ、ホームページの利用により公表が求められている財務諸表や定款・現況報告の公表を行い、社協事業・経営情報を開示し、透明性の確保に努めています。

しかし、ホームページにおける既存の掲載記事については更新ができておらず、各係と連携し、定期的な更新を行う必要があります。

また、法人全体の発信力強化のため、Facebook、Instagramの公式SNS開設に向け準備をしておりますが、インターネットの発達により情報の発信は多様な方法、選択肢が可能となり、今後より効果的に町民や地域に情報を伝えられるよう、戦略的な広報活動・展開が必要です。

《活動目標》

ホームページのみに限らず、情報を届ける対象にあわせて多様な媒体を活用して広報活動を行うことができるよう、公式SNS開設における運用方針を策定し運用を開始します。

多くの情報媒体を活用することで、事業や福祉活動の紹介等、常に新しい情報を発信し、様々な年代の町社協への認知度を高める取り組みを行います。

また災害等における緊急時の情報発信にも活用するなど、情報媒体の整備を行います。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
実施		見直し	実施	

(2)「しゃきょうだより」の発行

《事業内容》

年4回(7・10・1・4月)発行します。8ページ構成。発行部数17,300部。町社協事業を紹介する身近な広報紙として、幅広い年齢層に読まれています。

《現状と課題》

継続して、今まで取り上げられなかった活動分野を記事にすることや、デザイン等の工夫をしています。しかし、紙媒体よりもSNSが主流になっていることもあり、依然として「しゃきょうだより」の認知度は低いのが現状です。

《活動目標》

町社協活動の周知・啓発や認知度の向上及び、阿見町の福祉について理解を広げるため、町社協全体で紙面の充実に取り組みます。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
町社協全体・地域と連携をした紙面づくり				

(3)社会福祉大会

《事業内容》

広報活動の一環として、広く町民に町社協をPRします。大会は2部構成で、第1部として福祉功労者の表彰及び福祉に関する作文入賞者の表彰及び作文発表、第2部では福祉映画会を開催しています。

《現状と課題》

第2部に福祉映画会を開催することで、多くの町民、関係機関の参加につながり、幅広いテーマを地域住民で考える機会を提供することができました。

《活動目標》

引き続き財源確保に努めながら、地域住民、行政、関係団体が一丸となって、地域のつながりを途切れさせない活動に取り組むため、「みんなで支えるふれあいのまちづくり」の推進のきっかけとなるよう開催します。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
財源確保に努め、地域のつながりづくりとなるような内容にて開催				

（4）町主催行事における広報

《事業内容》

町主催行事の中で、町社協事業PR及び福祉サービスの情報提供を目的とした広報事業。

《現状と課題》

「さわやかフェア」にて町社協事業PR、ボランティア連絡会主催の催事（各サークル紹介、模擬店等）、共同募金委員会における募金活動を行っています。また、令和5年度からは「あみスポーツフェスタ」においても共同募金委員会における募金活動を行っています。

町社協及び町社協事業への認知度・関心が低いため、引き続き広報活動にて認知度を上げる取り組みが必要です。

《活動目標》

多くの町民が集まるイベントを活用し、地域福祉活動に携わるボランティア団体等と協働して交流や体験の場を提供するなど、福祉を身近なものに感じられるようPR内容を見直し、町民の町社協への理解、地域福祉活動参加の促進を図ります。

《実施スケジュール》

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業実施・見直し				

第5章

計画の推進に向けて

第5章　計画の推進に向けて

1　計画の推進体制

住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域を実現させていくためには、社協や行政の取り組みに加えて、町民との協働が不可欠となります。

また、地域の中で活動するボランティア、NPO、サービス提供事業者、企業なども地域福祉の重要な担い手となります。

今後も社協や行政では、ボランティア、NPO、その他計画推進に関連する団体との連携を図り、定期的に協働の立場で意見交換を図る機会を設けて、本計画を推進していきます。

(1)社協の役割

社協は、地域福祉の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

そのため、町社協は本計画の地域福祉の推進役を担うとともに、町民や各種団体との調整役としても大きな役割を担っています。引き続き、地域福祉活動への住民参加をはじめ、自治会、民生委員・児童委員と連携して、地域福祉推進の先導役としての役割を担います。

(2)町民・地域との協働

支え合い、助け合いの地域社会を実現するため、町民はサービスの利用者としてだけではなく、福祉の担い手として主体的に福祉活動に参加(参画)していくことが求められており、地域に住む町民一人ひとりが、地域福祉を推進する主役です。

また、行政区・自治会は、町民にとって最も身近な存在として、地域での支え合い・助け合いの意識の高揚を図るとともに、町民と行政の協働に参画する一員としての役割を果たすことが期待されます。

計画を着実に推進するため、町民・地域の主体的参加(参画)を促進し、支援する体制の強化を図ります。

(3)関係機関や施設・団体との協働

地域福祉の推進を図るためには、民間の社会福祉関係機関、施設・団体が重要な役割を果します。

町社協では、町内の社会福祉関係機関、施設・団体などとのネットワークづくりを強化するとともに、町会・自治会等をはじめ、様々なボランティア団体やNPO、企業などとの連携や協働を積極的に推進します。

(4)行政との連携

地域福祉を推進するためには、公的な福祉サービスと町民による福祉活動との連携を図ることが求められています。

町との連携を強化し、地域福祉に係る事業の最も効果的な展開を図るため、役割分担と協働の在り方を含めて、地域福祉活動の取り組みについて、積極的に推進します。

２　進行管理

本計画の着実な推進を図るため、毎年度進捗状況の点検・評価を行うとともに、社会福祉課をはじめとする町の関係各課のほか、関係機関・各種団体などとの連携を図り、事業の内容や実施方法等について改善に努めます。

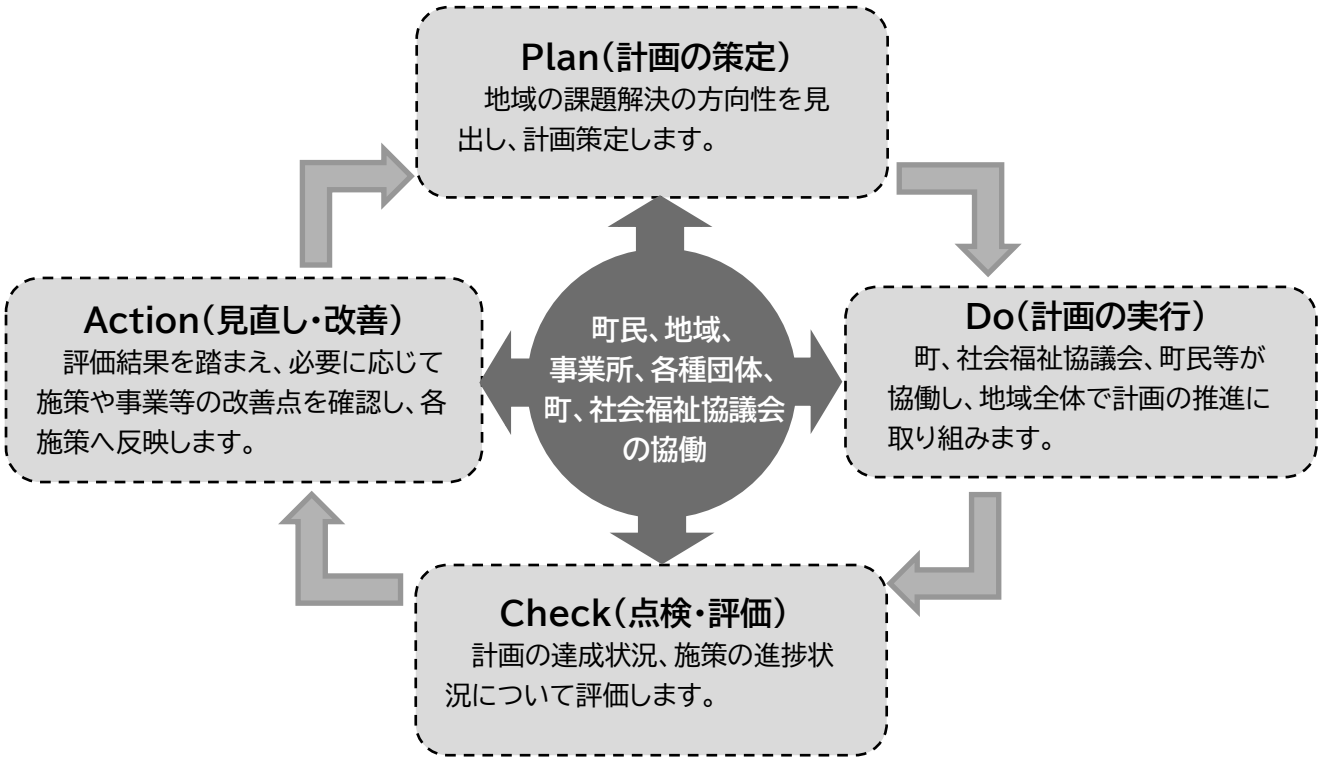

資料編

資料編

1 策定委員会設置要綱

社会福祉法人　阿見町社会福祉協議会
地域福祉活動計画及び発展・強化計画策定委員会運営要綱

（趣旨）
第1条　この要綱は、社会福祉法人　阿見町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉活動計画及び発展・強化計画（以下「両計画」という。）を策定するために設置する阿見町社会福祉協議会地域福祉活動計画及び発展・強化計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）
第2条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
（1）両計画の策定及び変更に関すること
（2）前号に掲げるもののほか、両計画の策定に必要な事項に関すること

（組織）
第3条　委員会は、委員20名程度をもって組織する。
2　委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。
（1）本会理事
（2）学識経験者及び行政機関関係者
（3）その他、会長が必要と認める者

（任期）
第4条　委員会の委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。
2　前項の規定にかかわらず、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）
第5条　委員会に委員長及び副委員長を置く。
2　委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
3　委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第6条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。ただし、最初に開催する会議は会長が招集する。
2　会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（報酬）
第7条　委員等の報酬は、本会が別途定めるところによる。

（ワーキングチーム）
第8条　委員会は必要に応じ、両計画の策定に必要な調査、資料収集、調整をするため、ワーキングチームを置くことができる。
2　ワーキングチームは本会職員、学識経験者及び行政機関関係者をもって組織する。
3　ワーキングチームに関して必要な事項は会長が別に定める。

（庶務）
第9条　委員会の庶務は、本会内において処理する。

（その他）
第10条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
（施行期日）
1　この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

敬称略

No	役職名	氏名	所属
1	策定委員長	松田　智行	茨城県立医療大学
2	策定副委員長	佐藤　勲	阿見町民生委員･児童委員協議会
3	策定委員	山口　道子	阿見町区長会
4	策定委員	戸井　厚	阿見町役場
5	策定委員	糸賀　忠	阿見町区長会
6	策定委員	野口　雅弘	阿見町商工会
7	策定委員	池田　名緒子	社会福祉法人　恵和会
8	策定委員	藤井　孝幸	NPOまい･あみ
9	策定委員	下村　茂	阿見町民生委員･児童委員協議会 ※任期　～令和7年11月30日まで
10	策定委員	尾崎　勝男	阿見町区長会
11	策定委員	武井　浩	阿見町障害者福祉協議会
12	策定委員	青山　和江	阿見町民生委員･児童委員協議会
13	策定委員	栗山　光世	阿見町ボランティア連絡会
14	策定委員	須藤　隆之	阿見ライオンズクラブ

※任期:令和7年7月28日～令和8年3月31日まで

3 策定委員会ワーキングチーム員名簿

敬称略

No	役職名	氏名	所属
1	統括責任者	小林　慎二	阿見町社会福祉協議会 事務局長
2	ワーキングチーム員	湯原　勝行	阿見町社会福祉協議会 事務局長補佐
3	ワーキングチーム員	相澤　剛	阿見町社会福祉協議会 事務局長補佐
4	ワーキングチーム員	大谷　香織	阿見町社会福祉協議会 企画･総務係 係長
5	ワーキングチーム員	小林　紀子	阿見町社会福祉協議会 地域福祉係 係長
6	ワーキングチーム員	宮本　太郎	阿見町社会福祉協議会 日常･後見支援係兼訪問サービス係 係長
7	ワーキングチーム員	池田　志帆	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援第1係 係長
8	ワーキングチーム員	髙野　郁子	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援第2係 係長
9	ワーキングチーム員	髙橋　圭志郎	阿見町社会福祉協議会 地域包括支援第3係 係長
10	ワーキングチーム員	海老原　優子	阿見町社会福祉協議会 通所サービス係 係長
11	ワーキングチーム員	福地　正美	阿見町社会福祉協議会 障害者相談支援係 係長
12	ワーキングチーム員	荒井　孝之	阿見町役場 町民生活部 町民活動課 課長兼男女共同参画室長 兼町民活動センター所長兼男女共同参画センター所長
13	ワーキングチーム員	湯原　将克	阿見町役場 保健福祉部 社会福祉課 課長兼福祉事務所準備室長
14	ワーキングチーム員	栗原　雄一	阿見町役場 保健福祉部 高齢福祉課 課長兼福祉センター所長
15	ワーキングチーム員	大塚　淳	阿見町役場 保健福祉部 こども未来課 課長
16	ワーキングチーム員	鶴田　美智子	阿見町役場 保健福祉部 健康づくり課 課長
17	ワーキングチーム員	山﨑　由紀子	阿見町役場 保健福祉部 おやこ支援課 課長
18	ワーキングチーム員	根本　明人	阿見町社会福祉協議会 顧問税理士

4 策定経過

開催時期	会議名等	内容
令和７年		
７月 28 日(金) 午後２時 30 分～	令和７年度第１回 策定委員会	・計画の策定について ・町アンケートの集計結果について
７月 28 日(金)～ ８月 25 日(月)	町社協理事アンケート調査の実施	・町社協理事 14 人を対象に実施
７月 28 日(金)～ ８月 25 日(月)	町社協職員アンケート調査の実施	・町社協職員 48 人を対象に実施
８月 20 日(水) 午前 10 時 30 分～	第１回 ワーキングチーム員会議	・計画の策定について ・「社協の使命と経営理念」「基本理念」「基本目標」(案)について ・「基本目標」具体的な取り組みについて
９月 17 日(水) 午前 10 時 30 分～	第２回 ワーキングチーム員会議	・「社協の使命と経営理念」「基本理念」「基本目標」(案)の策定について ・「基本目標」具体的な取り組み(案)の策定について ・理事・職員アンケートについて
10 月 15 日(水) 午前 10 時 30 分～	第３回 ワーキングチーム員会議	・「具体的な取り組み」に係る事業シートの作成について
10 月 24 日(金)～ 11 月 14 日(金)	策定委員意見の聴取	・策定委員を対象に「町社協の使命と経営理念」・「基本理念」・「基本目標」(素案)に対する意見の聴取 ・町社協理事及び町社協職員を対象としたアンケートの調査結果について
12 月 23 日(火) 午前 11 時～	第４回 ワーキングチーム員会議	・「具体的な取り組み」に係る事業シートの素案について ・策定委員より聴取した「社協の使命と経営理念」・「基本理念」・「基本目標」(素案)に係る意見について
令和８年		
１月 22 日(木)～ ２月６日(金)	町関係各課長(ワーキングチーム員) 意見の聴取	・町関係各課長(ワーキングチーム員)6 人を対象に計画(素案)に対する意見の聴取
１月 30 日(金) 午前 11 時～	令和７年度第２回 策定委員会	・計画の策定について
１月 30 日(金)～ ２月６日(金)	策定委員意見の聴取	・策定委員を対象に計画(素案)に対する意見の聴取
2月 18 日(水) 午前 11 時～	第５回 ワーキングチーム員会議	・計画の策定(素案)に対する意見の聴取について(報告) ・計画の策定について
３月 19 日(木) 午前 11 時～	令和７年度第３回 策定委員会	・ワーキングチーム員会議の取り組みについて(報告) ・計画の策定について

第5次地域福祉活動計画及び発展・強化計画

令和8年度～令和12年度

発行年月　令和8年3月
発　　行　社会福祉法人　阿見町社会福祉協議会
〒300-0331
茨城県稲敷郡阿見町阿見 4671-1
阿見町総合保健福祉会館(さわやかセンター)内
TEL：029-887-0084
FAX：029-887-9934
URL：https:// www.amishakyo.or.jp/

社会福祉法人

阿見町社会福祉協議会